

淀川水系流域委員会
第 6 回利水・水需要管理部会検討会
議事録（確定版）

日 時	平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日（火）
	午後 4 時 3 4 分 開会
	午後 7 時 4 6 分 閉会
場 所	みやこめっせ 地下 1 階 大会議室

〔午後 4時34分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、第6回利水・水需要管理部会検討会を開催したいと思います。本日は、議事次第にございますように6つの議題で進行を進める予定となっております。配付資料につきましては、次第の下に配付資料リストをつけておりますのでご確認いただければと思っております。

発言に当たってのお願いでございますが、速記記録を作成している関係から、発言をいただく際はお名前をご発声してからご発言いただきますようお願いいたします。

なお、第52回委員会での決定によりまして、本日の検討会より一般の方が傍聴しております。一般の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただければと思っております。それでは荻野部会長、よろしく願いいたします。

荻野部会長

みなさん、こんにちは。委員の皆様それから河川管理者の皆様、連日ご参集いただきまして本当にありがとうございます。きょうは第6回の利水・水需要管理部会検討会でございます。スタートが4時半になりましたが、なるべく時間を有効に使わせていただいて、7時前後には終わらせていただければ大変ありがたいと考えております。

前回と同じように千代延副部会長に司会進行をしていただいて、私の方はたたき台のご説明に専念させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。よろしく願います。

それでは、千代延副部会長の方に司会進行の方をお願いしたいと思います。よろしく願います。

千代延副部会長

千代延です。それでは進行役を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは最初に、庶務の方から第5回の結果報告をお願いいたします。

1. 第5回利水・水需要管理部会検討会 結果報告

庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務の高橋でございます。第6回利水・水需要管理部会資料1に基づきまして、第5回利水・水需要管理部会検討会の結果報告をさせていただきます。

1. 決定事項。利水・水需要管理部会検討資料たたき台に対する意見があれば、10月15日の日曜日までに提出する。利水・水管理部会作業検討会を10月24日火曜日10時から18時に開催する。以上が決定事項でございます。

検討の概要でございます。河川管理者からの説明と意見交換。河川管理者からの資料に基づきまして意見交換がなされました。資料2 - 1「水資源開発基本計画」及び資料2 - 3「淀川水系水資源力基本計画」についてでございます。たたき台に「淀川フルプランは改定されるのではなく、廃止されて新しい水資源管理制度を創設されるべき」というご意見がある。これについて、河川管理者としては、現在のフルプランの中でも水資源の総合的な開発・合理化が定められており、まずはフルプランの中で水需要管理の精神を発現していくことが重要ではないかと考えている。

次でございます。水資源開発促進法は、当時の時代背景から産業促進のための水資源開発を合理的に迅速に押し進めることを最大目標にしている。フルプランは、必要な水をいかにして確保し供給するかという点を主眼にしている。確かにフルプランには水利用の合理化についても書かれているが、基本的には供給を基本とする計画である。水需要管理は、供給中心の基本的な考え方を改革していかないといけないというものでありました。「水資源開発計画」は平成13年に閣議決定されているにもかかわらず、なぜいまだに進んでいないのか。このような意見が出ました。

資料2 - 5「利水安全度について」の疑問でございます。降雨パターン、総雨量、水位低下期間とその影響等の渇水の背景を含めた上で、渇水回数を考えなければならない。可能であれば、渇水の背景について追加説明をお願いしたい。シミュレーションは状況によって結果が大きく違ってくる。シミュレーション結果とあわせて、実績も資料に示してもらわないといけない。ちょっと飛びます。河川管理者が示した利水安全度78%という数値はどこでオーソライズされたものなのか。近畿地方整備局として決定した数値なのか。

次に資料2 - 4「琵琶湖の異常渇水について」でございます。「渇水」と「異常渇水」の定義を教えてください。「非常渇水」は瀬田川洗堰の操作規則で定義されたもので、「異常渇水」は丹生ダムの方針の中で説明されたものだが、概念としては同じだろう。異常渇水対策として補償対策水位 - 2.0mまで想定されているという理解でなければならないと考えている。異常渇水と補償対策水位について説明しないとけない。

次に資料2 - 7でございます。利水・水管理部会検討資料たたき台の意見について、三重県等でございます。三重県と伊賀市には、伊賀水道用事業について、流域委員会からヒアリングをお願いすることになるかもしれない。その際にはぜひよろしくお願ひしたい等のご意見がありました。以上でございます。

千代延副部長

ありがとうございました。それでは次に、前回の10月10日に追加説明を河川管理者の方にお願ひしています。利水安全度の低下ほか、追加の説明をお願ひいたします。

大体、全体を15分か20分ぐらいで説明をいただきまして、その後10分ぐらい質疑、特に質問だと思えますけれども、その時間でやりたいと思います。それではよろしく願いいたします。

2. 河川管理者「10.10検討会 追加説明」

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

河川調査官の神矢でございます。それでは最初に私の方から、前回、10月10日のときにフルプランに関連して説明をさせていただきましたけれども、改めて、若干繰り返しになるんですけども、今考えていることについて補足的に申し上げたいと思います。

先ほども庶務の報告にありましたが、フルプラン体制ということのを即座に廃止して法律を改正してということになりますと、これはやはり、ちょっと河川管理者としてはなかなか対応がしづらいということではあります。ただ、社会情勢の変化すなわち、いわゆる右肩上がりの開発オンリーの時代というのは、はっきり言いましてもう過去の話だということは十分認識しておるつもりです。したがって、現在、管理が中心になってきて、そういうふうな開発一辺倒ではないという基本的な考え方のもとで、先ほどお話がありましたフルプランの中の、いわゆるその他重要事項に書いてある内容が非常に重みを増してきているということは間違いのないことだというふうに認識しておるところです。

これは極めてごくわずかな例かもしれませんが、例えば水利用の合理化に関する施策を講ずるものとするというような、そういう記述があるわけですが、例えて言うならば、これはダイレクトな国の施策ではないですけども、例えば下水処理水の有効利用などで、神戸市、六甲アイランドなどでも、業務用ビルのトイレ水洗水ですとか緑地の散水ですとか、公園、町中のせせらぎ、そういったものに利用されておる例もございますし、枚方市の下水道などでも修景用水ですとか散水用水ですとか、そういったものに使われている例もありますし、そういったような例はそのほかにもさまざまあろうかと思えます。

また、水質や自然環境の保全に十分配慮するといったようなことも、これは例えば、皆様に以前にご視察いただいた現在やろうとしている丹生ダムですとか、あるいは川上ダムですとか、いろいろ不十分な点はあるかもしれませんが、そういう環境保全に対する取り組みのようなこともダム事業者、河川管理者としてできるだけ積極的に取り組むようにしているところであります。

ということで、まだ不十分かもしれませんがそういったような取り組みもどんどん進めてきているところでありますので、今後、20年から30年先を見た場合にどのように変わっているかということについてはまだまだちょっと不確定なところがあってははっきりどうとは言えないところではありますけれども、そういったような、今申し上げたようなところが重要度を増すであろうとい

うことは、恐らく想像にかたくないというふうには考えております。したがって、今回またいろいろご意見をいただくことになるかと思っておりますけれども、その辺も真摯に検討させていただいて、採用できるところ、取り入れられるべきところは存分に取り入れてまいりたいというふうに思っているところであります。

私からは以上です。

千代延副部長

はい、ありがとうございました。それでは引き続き、利水安全度の低下等のご説明をお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

淀川水系の谷崎と申します。お手元の資料2を使ってご説明させていただきたいと思っております。前回、10月10日の検討会の追加説明ということでございます。

資料では、1枚目に各水源開発施設の全体の實力評価というふうにご覧いただけます。表が2つございますが、左の表-1というのと表-2というのがございます。

表-1の方でございますが、これが前回、全体の中でご説明していた安全度という言葉が非常によくないんですが、私どもも安全度という言葉はちょっと使い分けなければいかんということなんです。ここでは實力評価というふうにしてあります。昭和54年から平成10年までの20年間の計算をやりまして、その結果第2位ということで、10分の1の安全度の濁水に対応できるようにするためには計画当時から見ればどの程度實力があるのかというのを評価した表でございます。施設ごとに書いてございますが、検討時点という経過から星印の計画中の分も入ってございますがご容赦いただきたいと思います。

そういう意味で、施設ごとに實力評価をいたしまして、当初の開発量に實力を掛け合わせますと右の供給能力というふうなダムになるわけでございます。近年の少雨化傾向により、實力がこれだけ低下したというふうに解釈していただければ結構かと思っております。

今度は右側の表-2でございますが、それを大阪府分だけ抽出したということでございます。これはどういうことかと申しますと、各施設における大阪府の水利権、開発量、大阪府分の開発量、これを同じように實力を掛け合わせて足したと、下の方に合計をしております。そうしますと、水利権に対して實力評価分がおおむね78%ということになるわけでございます。

表-1につきましては、平成16年の9月に利水者との情報交換会ということで整備局より提示した資料でございますし、表-2につきましては、大阪府さんの方で、整備局からお示した値をもって計画に取り入れられたということでございます。

これにつきまして、どうして計算したのかというのを前回概念的なイメージ図でお示したんですが、実際のデータを今回お示しいたしました。全部ではございません。代表ですが、2ページを見ていただきたいと思います。模式図がかいてございますが、赤三角がかいてある部分が今回お示している代表地点でございます。凡例の方に補給対象地点というふうにかいてありますが、代表という言葉が抜けておりますのでそういう解釈でよろしく願いいたします。主だった地点を書いております。

3ページを見ていただきますと、その計算の実例が書いてございます。字が小さくて少々見にくくて申しわけないんですが、図が3枚あると思います。この図につきましては左と右がございまして、図の左の方が計画時点の、計画時点といいますと計画時点の基準年、昭和27年から28年にかけての湯水になるわけなんです、そのあたりの流況に対して近20年の第2位を見ますと、昭和61年から62年ということで図の右側の方になります。見ていただきたいのは、ここで網かけをしている部分ですが、赤い線が確保すべき流量ということなんです、網かけをしている部分に対して不足しているからダムが補給するということになります。したがって、計画当時から見れば近年の流況は随分面積が広いことが見ていただけだと思います。それだけ、ダムとしては補給しなければいけないということです。もちろんこれは、全部このダムだけでやるという意味ではございませんが、そういうふうに安全度が、流況が悪くなっているというところの説明でございます。

それに対して、青蓮寺ダムが補給するわけですが、戻って申しわけないんですが図になります。3ページ目の上の図です。この図でいきますと、赤い線とオレンジの線がかいてございますが、もしこの昭和61年の近年の流況でやりますと、当時の開発量でやりますと赤い線になります。すぐ12月の手前でダムの底に水位が下がってしまうと。これはダムの容量がなくなると、ダムがパンクしたという言い方をすることもあります、ダムパンクの状態でございます。

もう一つオレンジの線がありますが、これが今回申しました、安全度というか実力評価をした値で、1%ずつ確保量を減らしてトライアル計算をやって、ダムがちゃんと補給できる量までするにはどれだけ確保量を減らしていったらいいかということを実行錯誤的に、順次減らして決まった結果がオレンジの線で、ちょうどダムの容量をほぼ使い切った状態になるという状況でございます。これをもって、安全というか充足度あるいは実力評価というふうにしてございます。

4ページ目の以降、同じような図が続いておりますが、先ほど平面図にありましたように、ダムは幾つかの基準地点を見ておりますので、その代表地点ということで参考までにおつけしております。場所によってはそれぞれ補給しているところがございます。

6ページを見ていただきたいと思います。ここで各年の貯水池の変化、これもシミュレーション

ですが、先ほどのような61年だけをお見せするのではなくして、近20年の、毎年の貯水池の変化をお示ししてございます。1位は59年から60年にかけての湯水が第1位ということで、これは先ほど申しましたように60年に入って、一部、この下の線に接しているというか、ダムが先ほど申しましたようにパンクの状態になっていると。ところが、第2位の61年から62年の湯水におきましては若干下の方があいているということで、容量が何とか足りているという状況を示しております。それが、20年に第2位ということに相当するわけでございます。実力評価につきましては以上でございます。

続きまして、7ページを見ていただきたいと思います。これにつきまして、前回の緑の折れ線に黒の折れ線が今回追加した分でございます。前は緑だけでしたが今回黒の実線で、これにつきましては実績の水位を書いてございます。これにつきましては、各年の最低水位を結んだだけで、非常に、連続的にこういうグラフで結ぶのは妥当かどうかという問題があるんですが、それではわかりにくいということでオレンジに丸をしてある、水位の低い方だけを連続的な水位の変化ということで次のページからお示ししてございます。

例えば8ページですけど、既往最大の湯水ということで昭和14年から15年、16年にかけての湯水をシミュレーション値と実績の水位の変化を併記してございます。いずれも半句でかいてございますが、実績は本当に観測記録したのを逐次記載してございますが、シミュレーションに関しましては平成4年の水需要おおむね $25\text{m}^3/\text{s}$ ということで、これは、水位がどれだけ下がっても取水制限という制限は行われておりませんので水位がどんどん下がっていくという状況になってございます。

次の9ページと10ページですが、最後のページですが、同じような図が近20年すべてかいてございます。同様に、黒線と緑の線がシミュレーションと実績のそれぞれの図でございます。平成3年からは、非常にシミュレーションと実績が寄り添うようなことになっておりますが、それ以前はそういう規則等がまだ、琵琶湖の開発もありませんので、時の情勢を反映したような実績水位になっているということでございます。

説明は以上でございます。

千代延副部長

ありがとうございました。それでは委員の皆さん、ただいまの説明に対しまして質問がございましたらお寄せください。

荻野部長

荻野です。あと10分ぐらいお時間、ディスカッションをさせていただきたいと思うんですが。

今の神矢さんの、フルプランの方ね。言われたとおりかと思います。確かに、今フルプランを廃止してすぐ新しい体制に変える、というようなことでは決してございません。ただ20年、30年先を見通して、こういう方向性を認めて水需要管理の方向に重点を置くという、そういう仕組みを考えていこうということでもありますので、神矢さんの言われたこととほとんど変わらないというふうに見ていいのではないかと思います。ただ、文言・表現等で差しさわりのあるようなところがありましたら、これはまた最終、修文あるいは整理の段階で対応したいというふうに考えます。

それから、谷崎さんのご説明にありましたように、利水安全度という言葉と実力評価という言葉は、やはり使い分けた方が考えやすいというのがよくわかりました。利水安全度はこういうふうにして使おう、それから近年の20年間で少雨化傾向が実際ダムの運用にどういうふうに影響を与えているかということを実力評価という言い方は、わかりやすくいいのではないかなとそう思います。確かにこういうふうにして表現していただくと、無用の混乱は避けられると思います。

ただ、この1枚目の、各ダムの開発量に対して実力評価、充足率何%と書いてあるこの数値そのものについては、少しディスカッションの余地があると思います。

一番最後の琵琶湖の水位のシミュレーション、あるいはほかのシミュレーションもそうですけれど、ダムの湧水が起こっても下流では節水対策はとらないということを前提に、需要量をそのまま固定して計算すると水位はどんどん下がりっ放し、下がり方は非常に大きなものになる、そういう考え方で機械的にシミュレーションをすると、こういうことになるかと思いますが。要するに、需要量を固定して、入力側の降雨流出計算から流入量を計算して、その差し引きをダムの容量あるいは琵琶湖の水位という形で表現していくとこういうことになります、その考え方はよくわかりました。シミュレーションの前提条件について、こういうやり方がいいのか、ディスカッションの余地もあろうかと思いますが。

それから、7ページの最後の黒い折れ線グラフと緑色の折れ線グラフ、非常にはっきりあらわしていただいて、よくわかります。実績はこういうことで、シミュレーションはこういうことだということで、これの評価の仕方ですね。実績あって水が足りなくなると、あるいは琵琶湖水位が90cmになると将来には危ないかもしれないから湧水調整の早期化を行います。

だけど、コンピューターで計算をするとそんなことは何も無いわけですから、90cmであろうと1m50であろうと使うものは全部使うんだということでどんどん下がっていくと。そうするとこの青線のグラフになる。青線のグラフを前提に、将来的に水資源計画を考えようとか、黒線を前提に水資源計画を考えるかと、つまり実績で考えるかシミュレーション結果を用いて、将来の水資源対策を考えるか大きく方向性が違ってくるだろうと思います。そういうことを頭に入れていただいてこの

たたき台を読んでいただければ、その姿勢というものがわかっていただけるのではないかと思います。

はい、村上委員。

村上興正委員

制限水位と実績では、明らかにシミュレーションの方が上がったと、実績とシミュレーションですね、シミュレーションが過大な請求をしているということは、特に平成元年以前は明らかですね、これ。だから、それに基づく話はおかしいと思うんですね。やっぱり実績、最大量を考えた方がいいと思います。それで、庁内予測としてそしたらどうするかというと、例えば平成元年からは合ってくるんだからその以降について、例えばやることについては多少有効性が発揮できるかなと。というのは、かなり合致していますから。だから、この前のやつを入れて何年のところのやつを過大推定して明らかに誤差を含むものを入れること自身が僕はナンセンスだと思うんです。だから、そんなものは入れなくて、実績を評価して人間が智恵を働かせてここまで押さえているというのを示されているわけですから。それで、後ろが何でこんなに合うのかなというのがちょっと不思議なんですけどね。

綾委員

管理者の方にもう一回確認したいんですけども、ちょっとこの緑と黒の線の理解が違っていると思うんですけど、緑の線というのは、実績の平成4年の水需要 $25\text{m}^3/\text{s}$ で取水制限なしという条件で取水したときに実際の流入に対してどれだけ水位が低下するかということをシミュレーションで示したということであって、黒線は各年のじっさいの供給量を用いているから年ごとに違っているわけですね。それによって、低下量が各年で異なってくる。私が確認したいと思ったのは、平成元年ぐらいから妙に合ってきているということは、実は水需要 $25\text{m}^3/\text{s}$ というのは多分この時期ぐらいから実際にそのとおりになっている、毎年毎年これぐらいで出てきているという意味に理解したらよろしいんでしょうかということ。特に平成6年と平成7年でかなり違っているのは、これは実際には、大渇水の時だったのでここでかなり取水制限が起こったのでこういう形になっているのかということを確認したいんですけど。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

谷崎です。今おっしゃっていただいたように、水の使用量が比較的合っている年は黒線と緑線が比較的合っていて、今おっしゃっていただいた平成6年、7年は大渇水でして、このときには河川の維持流量も含めて、もちろん取水の制限も含めて、相当節約したのが効果としてこのように緑と黒線の差になってあらわれているかと理解しています。

荻野部会長

はい。

今本委員長

今本です。このシミュレーションというのはいろんな前提でやっているんですけども、シミュレーションの前提と実績とどこが違うかといえば取水制限ですよ。取水制限をしなかったら合わんといかんわけですよ、シミュレーションと実績は。

荻野部会長

実績は取水制限をした。

今本委員長

ええ。ですから、もし取水制限をしないときは合わないといかんわけですよ。しないときがあるにもかかわらず、毎年取水制限したことにしています。このシミュレーション、非常に怪しいです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

谷崎です。ほかの年の取水量というのは、今、各年取水量が実際に違うし、それからシミュレーションの場合は必要水量のみを補給するような格好で、あとは最低の放流しかやりません。基本的には。ところが、現実には、実際の水位運用というのは、貯水池の運用、例えば大水のときになるべく、洗堰の操作というのは必要水量だけを補給するのではなくして治水運用ということで、例えばどんづけをやって全開にするとか、あるいは全開の後にはどんづけのあと定量操作にするというふうに段階を追ったような操作をしていたような時期もありますし、あるいは逆に、冬場なんかは冬期放流ということで発電のために放流していたような時期もあります。ところが、このシミュレーションというのは下流の方で必要な水量のみを入れていきますので、そういう意味でかなり現実と差が出るというのが。

今本委員長

ということは、このシミュレーションはどういう意味を持っているかということなんです。何が何でも琵琶湖の水位を低下することにさせるぞと、何かそういうためのようなもので、シミュレーションというものは何のためにするのか。このときに琵琶湖の水位はどうなるかということ推定するがためにやるんです。ところが、ここでやっているのは、要る要らんにかかわらずとにかくどこでも全部とるんだという前提がおかしいんじゃないですか、そのシミュレーションそのものがおかしいんじゃないですか、という疑問です。

荻野部会長

今、委員長がおっしゃったのは大変重要な論点であろうかと思えます。この論点は、きょうのたたき台のところでも何カ所かで述べております。

特に、ポトマック川の例を挙げて、湧水シミュレーションというのは何のためにやるか、どうすれば湧水シミュレーションは実際の水管理に役に立つかというふうなことを、実は中村委員が非常に丁寧に書いていただいていますので、後でそのところを見ていただいて、そのポトマックの湧水シミュレーション、ドラウト・エクササイズと言われているんですが、そのこととここでやられた機械的なシミュレーションが、思想的背景というか論理的背景も違うし、それからどういう形でどういうふうに使っていくか、それが実践的にどういうふうに使っていくかということのバックグラウンドに対する姿勢が違うなということがよくわかりますので、湧水シミュレーションというのはどういうふうにすれば次の水需要管理あるいは水資源管理の中で生かされていくのかということを議論していただきたいなと思えます。

この中をディスカッションし始めると、泥沼みたいになってしまいますので、このところはこれで上げていただいて、こういうことが今河川管理者として我々に示していただいた最新情報であって、こういう方式でこういうふうに行っているんだということを頭に入れて、このたたき台を議論していただければありがたいなと思えます。

高田委員

ちょっといいですか。

荻野部会長

はい、高田委員

高田委員

高田です。今、今本委員が言われた内容と重複するんですが、結局、谷崎さんにお聞きしたいのはこのシミュレーションの目的がわからない。前半の方は全然合っていないというのは、これは当然。で、最後の方は合っているので、現在の水の使い方と計算で仮定したもろもろの係数その他は割と整合性があると。したがって、これを用いて今後の水位の変化を推定したいと、そういう意図ですか。でないと、これを計算した意図が全然わかりません。これは、前半が合わないというのは、別に何の意味もないということになってしまいますので。ちょっと意図をお聞きしたい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

谷崎です。7ページを見ていただきたいのですが、7ページの緑の線がこのシミュレーションでいうところの各年最低水位なのですが、これで1m50cmを下がる回数が何度ぐらい出るかと。シミュ

レーション自体は各年の実質の流入量を使って、先ほどのシミュレーション条件で申しました平成4年水需要量に相当する $25\text{m}^3/\text{s}$ を補給すると、どのような頻度で過去の1m50cm以下に達する事態が発生するのかという、その度数を調べたいということで、こういうシミュレーションをやっております。

今本委員長

私は今の説明を聞いていて、そういうことでやっていたのかと言う感じです。学術的な観点から見ますと、シミュレーションというのはいろいろ目的がありますけれども、シミュレーションというものはできるだけ実際と合うような手法を開発するためにやるわけですね。ということは、実績とシミュレーション値とは違うということは、このシミュレーションの手法はだめですよということがわかるということなのです。ですから、こんなやり方でやったのでは意味がない。これは単なるおどしのために使っているような感じがして、シミュレーションという言葉がこういうことに使ったら、シミュレーションという言葉が泣きますよ。こんなじゃないです。

やはり、私どもは仮定の条件のもとでやった場合に、実際にどうなるのだろうということを知りたいわけです。これはいかなる場合であろうと、どんどん水を取りながら、あるいは水を流しながらやったときの水位を推定してやっているんです。ところが、普通の人にはシミュレーションだと言われて、ああ、こんなにも下がるのかというふうに思ってしまうわけですね。これは非常に危険なやり方です。ということをおきたいと思います。

千代延副部長

はい、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。これはもともとどういうところからこの話になったかということをお聞きしたいのですが、もともと、当初のたたき台について、本省のホームページで淀川は13年に1遍湯水だという数字が出ています。これは、従来私どもが言っていた最近少雨化傾向なので、利水の安全度といいますか、そういう安全性が下がっているというのと、食い違っているのではないかと、そういうご指摘があったわけですね。それに対して、本省のホームページに載っているのは、77年間分でこういう計算をした結果が載っているのです。それに関しては、最近だけを見ると、やはり少雨化傾向というのは、この計算でもそういうふうになっていますというのを前回お示しさせていただきました。ですから、利水安全度について数字がどうこうということを我々は申し上げているわけではないというのは前提としてお願いします。

前回、このシミュレーションをお出ししたときに、実績はどうなっているのかというようなお話

があって、今回その実績をあわせて載せたというだけですので、これでもってどうこうということ
を我々は今申し上げているわけではない。そこをちゃんと前提としてお願いします。

今本委員長

そうだったのかもわかりませんが、こうして示していただいたおかげで、シミュレーション
がでたらめだということがわかりました。ありがとうございました。

千代延副部長

ほかに、はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

くどいようですが、このシミュレーションは、先ほど部長が言っていただきましたように、そ
の実績の各年、何十年やるのというのもそうなのですが、当時の流況、実績の流入量を使って下
流にそういう補給をすれば、どのような水位になるかというのをシミュレーションしたというこ
とで、例えば何かの流出予測というような同定をしているようなモデルではございません。補給して
流入量より多ければ貯留していく、あるいは足りなければその要領の範囲で補給していくというよ
うな繰り返しの計算をしているという状況でございます。

千代延副部長

はい。岡田委員。

岡田委員

私の理解の仕方は、ある種のシナリオに基づいた参照パターン、1つの参考にするときの1つの
パターンという意味です。英語でリファレンス・タームといいます、準拠というか。あるものを
原点にして、そこから物差しを当てると、いろんな政策のよしあしがわかる。そういう基準点を1
つ設けるための計算をされたという理解です。

少し拡大解釈すると一種の政策シミュレーションだと私は思うのですが、それをきちんと、こ
ういうシナリオに基づいて、ある種の、参照するための1つの厳しい限界的な（クリティカルな）
ケースとしてパターンを求めた、そういうオペレーションパターンだと、そういう理解ができるの
ではないかというふうに思います。そういう意味はあると思うのですが、名前のつけ方とか呼び方
とかは、その辺はこういう議論を通じて、少しははっきりしていくのではないかと。そういう理解でよ
ろしいでしょうか。それとも、いかがですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。今先生がおっしゃったように、あくまで前提条件は、これは水需要はずっと一定にし
ております。実際には違う水需要、恐らく昔はもっと少ないとか、そういったことはあって、そう

いう意味では、先ほど今本委員長がおっしゃった実際に合わせるためのシミュレーションとはちょっと目的が違うというふうに私は思います。ですから、そういう意味で、今岡田委員がおっしゃったような政策シミュレーションですか、そういうふうな目的を持ったものというふうに理解していただいた方がいいのかもしれませんが。

要するに、実績にできるだけすり合わせようとしてやっているものではないということをご理解いただきたいと思います。

今本委員長

私が言っているのは、シミュレーションというのは、そういう場合に使っちゃいかんということ言っているのです。シミュレーションというのは、最初、日本語に訳しますと模擬実験とかという言葉がよく使われました。つまり、模擬実験なんですよ。ここでやっているのは、単なる計算です。シミュレーションという言葉じゃない言葉を使わないと、シミュレーションと言われたら、いかにもこういうふうになりますよということ言うているように錯覚しますのでね。あるいは錯覚させるのが目的なのかもわかりませんが。

千代延副部長

はい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

お言葉を返すようですが、決して錯覚させるためにやっているわけではなくて。

今本委員長

いやいや、結果的にそうですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

こういう前提条件だとすると、要するに、実績がずっとあり、それとは別の水需要の $25\text{m}^3/\text{s}$ を仮定し、かつ取水制限、これはそういう前提条件を設けるのがどうかという議論はあろうと思います。ただし、ここでやったのは、その取水制限は一切考えていない、水需要についてはずっとその平成4年の実績を使っている。ただし、流入量の方は実績、本当の流入量を使っている。そういう条件で水位の変化がどのようになるかを計算してみました。そういう意味では確かに単なる計算かもしれませんが。そういうことをやったというふうにご理解をいただければと思います。

千代延副部長

はい、村上委員。

村上興正委員

今の話だったら、取水制限をしたらこれだけ効果がありますよということを示したものだという

ふうに見たらいいですね。要するに、取水制限を働かせなかったら、一定の量でいつもこんなことやっていたらいけないのですよと、我々がやっていることは正しいですよ、それだけのことでいいですね。

だから、 $25\text{m}^3/\text{s}$ 一定という条件から考えてみたら、物差しを一回つくってみましたと、そしてたらそういう物差しから見れば、現在の取水制限をしていることは有効、それしかないですよん、これは使うとしたら。あとは要するに、これをもって何か予測することは不可能。だってこの値を見て予測したら合わないに決まっている、そういう面では使えない。そうすると、例えばこれによって湯水予測みたいなことをすることはナンセンスです。そうすると、これなんかは、実績で考えた方がよっぽど湯水に対してはよい、いろんな知恵を働かせたがやっぱり湯水が起こった、それが起こるとやはり問題がある、それが一体何年に1回起こったかというのは実績で見て決めると思うんです。

千代延副部長

そろそろ切り上げたいと思いますが。

進行役ですが1つだけ聞かせてほしいのですが、この実力評価というものを今までは実際に使われた利水者というのは、私が知っているのは大阪府さんが1件あるのですが、この情報を利水者に対してどのように示し、ほかの利水者はどうしているのかということを知る範囲で教えていただきたいんです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

谷崎です。今のお示ししたのは先ほど申しましたように、平成16年9月ごろに各関係府県とか利水者がおられますので、その中に一同に会して情報交換会ということでお示ししてございます。各部署でどのように採用されているかというのは私は大阪府以外は存じておりません。

千代延副部長

はい、わかりました。

それでは、進んでよろしゅうございますか。まだいろいろあろうと思いますが、時間の都合で進めさせていただきます。

3. 利水・水需要管理部会報告書（案）「水需要管理に向けて」

たたき台（061031版）について

千代延副部長

それでは部会長から、最新の部会報告書案というのを、一応通してご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

荻野部会長

今のシミュレーションのところでも、かなり論点に入っております。利水安全度とか実力評価とか、先ほどのフルプランに対しての考え方、この報告書の論点の中の一番大事なところでございます。そういうところを注目して見ていただければありがたいと思います。

それで、表紙ですけど、でき上がりはどんなふうになるかわかりませんが、文言としてはこんなものが並ぶのかなということでございます。また、装丁の方、あるいは表紙のつけ方は、また皆さんでご議論していただければよろしいかと思います。例えば報告書か意見書なのかとか、水需要管理に向けてという仮のタイトルをつけておりますが、もっといいキーワードがあればご提案いただきたいと思います。とりあえず、061031ということで、本日のためにご用意させていただいたものです。

めくっていただいて、その裏のところに目次があります。これは10月10日版に出ささせていただいたものと、目次の書き方が変わっております。これは24日に8時間の延々たる議論をさせていただいたときに、もうちょっと仕組み全体を変えたらどうだというご意見があって、全体の構成を変えています。この目次を見ていただきますと、第1章に「淀川水系における利水政策の考え方と課題」ということで、先ほどありましたフルプランに対する考え方と、水需要管理につながる利水管理政策と河川整備計画を2つの柱にして整理をしまして、1.3で課題を抽出していくということでございます。

第1章の補遺ということで、これは前の序章ということで、「淀川水資源開発の概略」ということで概要を整理したものです。これを第1章の補遺でセットで読んでいただければわかりやすいかなということでございます。

それから第2章は、「開発行政からの転換」ということでございます。これは、この前の分と余り変わったところはないのですが、利水管理理念の転換ということで、なぜ利水管理ということが大事になってきたのか、なぜ転換なのかというようなことを、るる2.1で書きまして、2.2で水需要管理を促す5つの要因と、それから水需要管理を具体的に進めるには、こういう柱がメインです、と記述しています。

3章でございますが、以前は、1、2が総論で3章が各論というふうに分断的に意識して構成していたのですが、それはちょっとまずいということで、1つの流れとして整理した方がいいだろうということです。文言の訂正とか順序の入れかえとか、中の整理を少し変えてございます。しかし、骨子となるところは変わってございません。タイトルは「水需要管理の具体的施策の検討」ということです。これまでの長い間利水部会、あるいは水需要管理部会で議論をしてきたことをずっと調

へ上げまして、要点となる検討事項を整理してこのように上げさせていただきました。

それから、4章でございます。これは、新たにつけ加えたものでございます。技術的な課題を3章で上げているのに対しまして、4章は、これから将来水需要管理を支える社会的な仕組みとか制度的な仕組み、あるいは組織的な仕組みを中村委員と岡田委員に原稿を書かせていただきました。

4.1湯水対策会議の強化、4.2自治体と地域政策の中で行う水需要管理、4.3試行モデル、社会実験、ベンチマーク方式、こんなふうな項目を4章に入れさせていただいております。

第5章はまとめということで、この全体のまとめを書かせていただいて、全体に終わりたいと思うのですが。

この報告書は、全部裏づけをつけてございます。ただ、思いつきで言ったのではなくて、それぞれ裏づけを持って議論をしているということを示すために、付属資料をつけさせていただきたいと思います。付属資料は項目ごとに取捨選択をさせていただいて、必要なものを庶務に整理をしております。もし皆さんのところでこの資料も追加しろとか、あるいはこういうものはないとかというご意見がありましたら、ぜひこの点にもご意見をいただきたいと思います。

本文と付属資料はセットで、今後もし我々の書いた内容、あるいは考え方に疑義が生じたら、付属資料を見てもらって、どういう検討をしたのかということがわかるように、こういうセットで提供していきたいと思っています。

本論でございますが、まず「はじめに」でございます。ここに我々利水・水需要管理部会の方針、大きな枠組みを何とか2ページで書きたいなと思ってございます。まず平成9年の河川法の改正から始まりまして、淀川水系流域委員会の設置、その中に利水部会が設置されて、その利水部会が名称変更して、約6年弱ですが議論を展開してきたと。よく言われることですが、新河川法も10年を迎えて、それがどういうふうに具体的に河川づくりに反映されてきたのか、どんなふうに取り込まれて、どんな成果を上げてきたのか、利水分野ではどうだというようなことが頭の中に必ずあって、こういうものを一つのベンチマークとして展開したいということでございます。

我々委員会では、発足の当初から文字どおりあらゆる重要課題を正面から取り組んで努力をしてきたわけでございますが、残念ながら原案を見るに至っていないことについては、本当に残念だなという気持ちを中に書いてございます。

それからその下は、水資源開発計画、先ほどのフルプランでございますが、昭和36年に制定された水資源開発促進法が我々の根本になっているわけです。2つ大事な法律があって、1つは河川法ですね。河川法は利水の観点から見ると、水利権についての管理のことがきちんと書いてあります。それから、水資源開発促進法は水資源開発についての手続、あるいは目的が書かれていて、この2

つが利水分野において非常に重要な原点ということでございます。ここでは、この36年の時代背景ということと、平成18年の時代背景とがこういうふうになってきて、水需要に関して、あるいは利水等々に関して、こういうふうになってきているのですと、ですから行政の方も、当然河川法の改正から順々に時代に即した、制度的な改正、改革がなされてきているのですが、利水分野においても方向性をここできちっと認識を新たにして、方向性を頭に中に入れていただきたいということが書いてございます。

それから、最後に流域を構成する水循環系は著しい変貌をとげて、地球温暖化の問題とか少雨化の問題、こういうことが今も議論がありましたとおり、そういうことをどういうふうに行行政、あるいは制度的に新しい川づくりの中に組み込んでいくのかということが一つの論点、争点になるかと思えます。

2ページですけれど、上から3分の2ぐらいのところ、淀川の利水管理体制は一つの岐路に立っていると書かせていただいております。これは、水資源管理、あるいは水需要管理ということがどういう意味合いを持つかということが、我々はちょうど分岐点といいますが、岐路に立って、どっちの方向に向かっていくのかということをお問ひかけた言葉でございます。それはどういうことかと言いますと、先ほどありましたように、少雨化傾向、利水安全度の低下が新たな水資源開発の方向に向かう一つの口実に使われているのではないかと。今のシミュレーションもこれだから、まだ水資源が必要なのですよという政策誘導のために使われるとすれば、それはクエスチョンマークになるのではないかと。で、さらなる水需要の抑制と節水をして、なお水が足りないんだということになれば、これは一つの方向性ではありますが、そういう岐路に立った自分たちの立場をどういうふうにお認識するかということが重要であると、そんなふうなことを入れてございます。

最後に、と水需要管理の中味はこんな構成ではなかろうかということでございます。水需要の将来予測を積み上げた供給管理プラン（フルプラン体制）から水需要管理に重点を置くと。先ほど、これは神矢さんがおっしゃった重点の置き方ということでもあります。これは言われたとおりのことであろうかと思えます。

それから、2番目は、施設の建設を中心とする今までのやり方を考え直して、ソフトソリューションという片仮名にさせていただいているのですが、建設によらない方法があるのではないかと、それをもっと開発してやっていったらどうですかと。

それから3番目は、水需要抑制により生み出された環境用水に対して、環境コスト負担ということをお念頭に置いて、水需要抑制を促進する社会制度の導入、これをもう1つの柱にしていったらどうだろうかということでございます。

中は具体的、時間がありませんので、はしょりながらいきますが、第1章でございます。淀川水系における利水政策の考え方と課題なのですが、先ほど言いましたように、水資源計画については昭和36年の水資源開発促進法であり、利水に対しては、水利権管理の法律であります河川法、これは昭和39年に改正されて、治水に対して、利水が新たに加えられた、利水関連にとっては一番もともになる法律になろうかと思えます。

利水者においては、実際に水を需要する側は、例えばかんがい用水、農業用水については土地改良法がございます。上水道には水道事業法、工業用水には工業用水法と、その法の体系はそれぞれ違った形で構成されているものでございます。水法あるいは水法典のようなものがあって、その中できちっと仕分けがしてあって、統一された法体系にはなっていない、あるいは管理体系にはなっていないということが、一つ我々の出発点のところになります。

「1.1水資源開発政策の現状と課題」で、先ほど言われたフルプラン体制についてどうだということを書いています。ちょうど真ん中あたりに「水資源開発基本計画の目的とその時代背景」ということで、昭和36年の高度経済成長の先駆けとなるような形で開発政策が出された。このときの我々60代半ばぐらいの人だったら、大学に入って、土木工学や開発の華やかかりし頃で水資源開発公団とか農用地公団とか、森林公団とか都市住宅公団と、物すごい開発で、我々もおかげで就職に困らなかったという時代です。そのかわり、環境の「か」の字も当時はありませんでした。時代は変わりましたということで、そんなことをここに書いてございます。

そういう時代の変わりというのは、もちろん行政は非常に早くから察知されていて、その方向に向かって動いて、政策は進んでいるのですが、なかなか現場での対応は、まだまだフライホイール、大きな動輪にブレーキをかけるというようなことができない面もございます。

4ページですが、「人間のためだけの水ですか？」というのは、河川管理者が我々に問いかけて、皆さん非常に感動を受けた言葉であります。こういうことを感じながら施策の中身はどういうふうに反映していくか、我々としては、整備計画原案の中にこういう考え方をどういうふうに盛り込んでいって、具体的な方向づけをやっていけるかということのを問うていきたいというふうに思っています。

この下に箱書きがあります。この今の整理の仕方に、特にこれは本論とは余り関係がないけれども、本論に影響を与えるのに非常に大事な項目だと、我々は今までずっと議論をしてきた中で、これは忘れてはならないというようなものがいっぱいあります。その中で特に重要なものは、こういう箱の中に入れさせていただいています。この水マネジメント懇談会は平成15年4月に出されたものですが、これは非常に重要な意味合いを持っています。先ほどのシミュレーションがもとなっ

て、利水安全度低下、利水者は自己責任のもとで、水源開発に投資の方向を考えなさいというふう
に書いてあります。これは、後で三題ばなしになって出てきますので、先程のシミュレーションが
政策的に利用されるという方向も見てとれるのです。

5 ページは、河川整備計画の中に、下の方に（１）（２）（３）（４）と分けてあります。これ
は、整備計画基礎案のところ、河川管理者がお示しになった４つの利水管理の重点項目というこ
とです。この４つの項目は、非常に大事な項目で非常に注目を浴びているところです。こういう
ことをぜひ推進してもらいたい。こういうことをやるのが水需要管理の一番根幹なのだということ
でございます。利水者の水需要事業の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、既設水資源施設の
再編と利用運用の見直し、渇水対策会議の改正と調整です。後のこの４つの基本的な枠組みを河川
管理者がみずから提案していただいたものでありますから、非常に高い評価、期待を込めて書いて
おります。

それから、1.3課題の整理ということで、（１）から（５）まで課題を整理させてもらっていま
す。この（１）から（５）までの課題について、これからる検討していこうということになって
います。

7 ページ、これはポトマック川流域関係州委員会。Interstate commission on the Potomac
River Basinという、アメリカ版の流域委員会です。非常によく似ています。しかし、決定的な違
いがあります。先ほどのシミュレーションの目的も違えば、方法も違うし、政策に反映する反映の
仕方も違います。しかし、アメリカの場合は、ドラウト・エクササイズという形で、政策に反映す
るためにどういうことをやったらいいの、一つずつのシミュレーションをやりながら、こういう
ドラウト、渇水のときにはこう対応したらいいのだということを実体的にやっておられるというこ
とです。これは中村委員から提供していただいたものです。

それから、組織についてですが、組織は、我々はコミッティーというが、権限を持たない、ご意
見を言う意味ですが、ここはコミッションという名前がついています。コミッティーとコミッシ
ョンとどこが違うかということになると、私ではよくわかりませんので、後ほど中村委員の方からお
話をいただけたと思います。

時間がありませんので、第1章の方は終わります。

今本委員長

最も得意のところいろいろ言われるのはわかるけれども、終わりませんよ、これでは。

荻野部会長

フルスピードで行きます。

今本委員長

スピードで行くよりも、こういうやり方だと終わりませんよ。

荻野部会長

だけど、1回だけ読むという、ばあっと。

今本委員長

ばあっと言ってもまだこれだけでもう1時間以上たっているのですよ。

荻野部会長

そうです。もうあと15分ぐらい。

今本委員長

15分でこれは最後まで行くの。

荻野部会長

はい。行きます。

今本委員長

それはちょっと意味ないな。

荻野部会長

第2章は前半、初めの前の原稿とほぼ同じです。開発行政からの転換ということで「2.1 利水管理理念の転換」ということで、これは少しつけ加えさせていただきます。

2.2、2.3は前の原稿と全く同じものです。15ページ、16ページは委員からいただいた意見でございます。それで河川生態学の視点からという意味で「淀川の流量について」、環境流量についてのご意見と、それから「川は誰のものか」という視点からのご意見をいただいたので、その枠の中に入れてございます。

これは環境への、あるいはその未利用水の利用への還元というところに関するご意見です。それで16ページ、17ページも同じことに対するご意見でございますが、経済的な視点と法行政からの視点ということで本格的な分析をしていただいております。これも中村委員のご指摘でございます。非常に示唆に富むのでぜひ載せたいと思います。

それから3章に移りますが、18ページ、19ページ、これは前のバージョンとほとんど同じですの
で飛ばさせていただきますが、20ページをあけてください。

20ページの頭に「少雨化傾向と利水安全度低下」で、3つの項目があるのです。「湯水シミュレーション」「利水安全度の低下」「大阪府水道」と、こう3題話になっています。この3題話が実は日本の河川計画の中で常に出てくるストーリーです。これはの水マネジメント懇談会がバックボ

ーンになって、先ほどのシミュレーションと利水安全度の低下があって、水道事業あるいは利水者に対して自己責任の上で水源を確保しなさい、あるいは投資をしようというような形の方向で行政指導すなわち政策誘導がなされている。この方向について水需要管理という一つのテーマをお示したというふうに理解していただければいいかと思います。その21ページに「正常流用と確保流量」というのがあります。下の方を見ていただいたらいいんですが、下から2行目、「未利用水の水利権の転用対象とするとダムによる水源開発が不要となる。」というふうな文言で書いています。

先ほどの4つの項目がありましたね。その4つの項目をいかに上手に使うかということが水需要管理の根幹であり、それを例えば確保流量とか正常流用という概念の中にどういうふうに水需要管理をコミットしていくかということの例です。

それから22ページ、23ページは大堰のフラッシュ操作について、(5)のところをそれを書いてご意見をいただいたものを22、23ページに書いてございます。これは生態系保全という意味から大堰上流の水位と、それからフラッシュによる、その水位変動がどういうふうに影響するかというふうなことをご意見をいただいたので書いてございます。

24ページ、25ページはソフトソリューション、例えば水利権の転用というのはこういうことではないんでしょうかとか、それから河川法53条の濁水の早期的対応とか濁水時の水融通の拡大とか、そういうようなことが書いてあります。

26ページ、基準点確保流量の見直し、これは日吉ダムで行われたものでありますが、非常にいい試みであり、水需要管理というのはこういうことから一つずつ積み上げていくんだというふうな理解で、ここに特に挙げさせていただいています。

27ページからは伊賀用水のことについてこんな考え方があるので、河川利用、河川管理者の方にもう一度整理をして三重県企業庁とディスカッションしてもらいたいというようなことであります。ただし、これはこの部会では、ここまでにとどめておきます。

それから、30ページでございますが、「3.4 環境との関係」でこの中身も前と同じであります。32ページの下の方の箱書きにここに書いた考え方に対して必ずしも賛意があるとは限らないわけですが、委員の中でもですね。「環境フリーライダーについて・・・河川生態学からの視点」ということで、こういう考え方が間違っているんだというご意見が寄せられております。それで、こういう整理でいいかどうか、またご意見をいただきたいと思っております。

それから、33ページ、「治水との関係」、琵琶湖の夏期制限水域と、水位の異常低下について少し考え方等をお示したものでございます。水位ワーキングの方がこのことについてはしっかり書いていただいていると思っております。この辺と調整をしないといけないところです。

34ページに事前放流あるいは予備放流のことに、少しコメントがあります。先ほど一庫ダムダムの利水安全度が非常に低いというようなことがありましたけれど、一庫ダムの治水容量も非常に窮屈な状況になっています。こういうものを予備放流と治水や利水との関係を一度整備局の方で考えを整理をされたらどうですかと。同じく木津川に対してもダム群の予備放流も検討されてはどうですかということと、それから29ページの「ダム群連携事業」と、ダムの途中に揚水式発電をはさんで連携操作を行うとダムの交換率も高くなり、発電もでき、それから利水の観点からも効率的です。

第4章でございますが、渇水対策会議について既に基礎案で言及されて渇水対策会議を常時開催していただいております。ポトマック川委員会の中にドラウト・エクササイズというのがありましたけれども、こういうところで具体的に引き上げて渇水に対する対応を書いてございます。

それから、「自治体と地域政策の中で行う水需要管理」ですが、これは福岡市の節水推進条例がこの部会でも何度も何度も話題に出てきました。すなわち、河川管理者がやれる範囲はある意味では限られています。ただし、自治体の知事とか市長はかなり総合的な形で全部局を水に集中して仕組みをつくるということは、むしろ自治体の方が得意な面があります。水需要管理というのはそういう得意な面をどういうふうに引き出すかということが河川管理者の今後の方向性として非常に重大なことではないかというふうな意味合いを込めて、これは岡田委員が原稿を寄せていただいて整理をしたところです。

それを踏まえて、「4.3 試行モデル、社会実験、ベンチマーク方式」という形でただ単にこういうことを言いつ放しではだめで、具体的に行動を起こすというふうに岡田委員が書いていただいています。それでどんな行動を起こすんだというときに、まず取っかかりとなるのはこの試行モデル実験、社会実験というものをモデル的に時間と場所を決めているいろいろなことをやりもって、それについてうまいこといった場合にはこうだし、これはうまいこといかへんなあというようなことを、そういう市町村単位あるいは府県の単位で実際、具体的にやってみたらどうだと。

その中に具体的な手法としてベンチマーキングだとか、マイルストーンとか、いろんな手法がアメリカでは考えられているので、淀川流域委員会の方もこういうことを頭に入れもって、具体的に仕組みをつくっていく方向を模索したらどうだと、ただダムをつくる、つくらの議論ではなくて、こういう社会に対する働きかけといいますかを河川管理者が1つのモチベーションを与えるというようなことも大事なことはないかなということでした。

それで38ページですが、「『節水』について」ということで、これは中村委員がきれいに整理をいただいております。節水の仕方に、命令による規制行政型、経済的インセンティブを与える経

濟手法、それからボランティア、コンプライアンス、自主的な取り組みと、いろいろな形のものがあるので、こういうものを頭に入れもって、整理をした形で行政施策というものを具体的に進めていただきたいというので、こういうこの委員のご意見をここに書かせてもらっています。

以上、これを取りまとめて、「まとめ」ということで、まだ整理に至っておりませんが考え方をまとめています。済みません、これで6時になってしまいました。ということで、あと1時間ご議論をいただければありがたいと思います。以上です。

千代延副部長

ありがとうございました。始まりましてから1時間半たっておりますので、10分ほど休憩をさせていただきます。その後議論に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、6時10分まで休憩に入りたいと思います。

〔午後 6時00分 休憩〕

〔午後 6時12分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議の再開をお願いいたします。

千代延副部長

それでは後半は、このたたき台、今、荻野部長から説明させていただきましたけれども、ちょっと時間的にあやしいですが、とりあえず章ごとにご意見をお伺いしたいと思います。それではまず「はじめに」のところが2ページございますが、そこに対するご意見をお願いいたします。

はい。

今本委員長

今本です。全体を読ませていただきまして、読み物としても非常におもしろくて、また括弧書きで書いているのはコラムという感じがして、ちょっとこういう報告書として異質ではありますが、僕はこれはこれでいいと思うんです。あとレイアウト等もう少し考えていただければもっと読みやすくなるのではないかと思います。

私はこれを読み出しまして「はじめに」のこの3行で拒否反応が起きるぐらい、この3行の文章はちょっとまずいと思うんですよ。といいますのは、これまで普通言われているのはこの河川環境の整備と保全が目的に加えられたという表現ですよ。それと、地域の意見を反映した新しい河川制度の計画制度というものが導入されたという言い方なんです。

ところが、ここは明文化し方向が示されたという表現になっているんです。これは普通の表現に

したらまずいんですか。

荻野部会長

いや、そっちの方がいいと思う。

今本委員長

僕はこの3行、文言の言い方だけでいうたら、もう後書くの嫌になるだろうから初めからずっとこれを言いたいのを今まで我慢しておったんですけど、ここは普通の言い方がすんなりと入っていけるんです。あとは、もう細かいところは別として異論はありません。

千代延副部会長

はい。それではほかの委員の皆さん、このところどうですか。時間がありましたら、後でもう一度もとに戻ります。とりあえず先に進めさせていただきます。

それでは河川管理者の方もご意見を同じように、間違っておるとか、こういうことを言われると受け取ることができないとか、何かそういう意見も含めましてですけど、忌憚のないものを聞かせていただきたいと思います。

それでは、第1章に進ませていただきます。ご意見をどうぞ。

村上興正委員

ちょっと待ってください。2ページの3項目めですが、「環境負担制度を含めて、水需要抑制を促進する社会制度を導入する。」、これに対してはかなりこう、この僕も西野さんも水はだれのものかと思っているわけですよ。そのとこで基本的にこのところに対して違う意見を書いているわけです。これは括弧書きになっているんですけど、その部分は全く相入れないと思いますよ。だから、ここは論理的に相入れないものを何か書いてあるのはどういう意味かと。

それで、16ページから、この間でいろいろと書いてあることはこういう考え方になればこうなるこうなるという話で、費用負担のことも含めて一般化として書いてある、そうすると、淀川のこの委員会はその立場であるか、そういう話が出ていない。だから、その辺のことはすごい問題です。僕の立場に立てばこういう、先ほどの負担制度というのは認められない。

寺田委員

今と同じ関連するところなのでいいですか。

千代延副部会長

はい、どうぞ。

寺田委員

寺田です。今、村上さんが言われたところはこの2ページの下から、第2段落、 、 という

部分は、14ページのその1、その2、その3なんですよ。これは「はじめに」の部分ですから2ページは柱だけを書いてあるわけですね。それを敷衍しているのが14ページの2ページ分全部、その1、その2、その3という、ここの部分なので、今、村上さんがおっしゃっているように、その後に16ページで括弧で囲んで、費用負担のこととか、経済評価のことが書いてあって、本文の方とことがちょっと意見が違ふとすればどういう意味なのかということがわかるように、きっとまあこういうふうな見方もあるとか、こういう考え方もあるとか、少し意見が違うのがあるとかというふうなことであれば、それはそれで僕はいいと思うので、そこは確かにちょっとこのままで載せてしまうと最初の「はじめに」の部分と、それから詳しく書いた部分と、それから括弧で囲んだ部分との整合性がちょっと読む方によってわかりにくいかもしれませんから、ちょっとここは調整した方が私もいいと思います。

それから2ページのところで申し上げれば、の1行目、「環境負担制度」と書いてありますが、「環境コスト負担」ですね、この本文の方、14ページはコスト負担と書いていますから。それから最後、「社会制度」と書いてあるんですが、ちょっと社会制度というのは一体何かなと、そうすると14ページを見ますと「水価格制度の導入と環境コスト負担の制度を導入」というのが具体的内容なんですね、ここで書いておられることが多分その内容かなと思います。

これは「その2」の下から4行目に「ヨーロッパ・アメリカでも検討されている水価格制度の導入と環境コスト負担制度を導入」ということが具体的内容かなという気がするんですけども、「社会制度」というふうに書かれると、この言葉はちょっと再検討された方がいいのではないかと。ちょっと意見を。

千代延副部長

はい、川上委員。

川上委員

同じことの関連で32ページに「環境フリーライダー」についてという枠があるんですが、ここで書いていらっしゃることが先ほど寺田委員や村上委員からのご指摘があったとことまたちょっと違う趣旨のことが書かれておって、ちょっと違和感があるんですね。

荻野部長

何ページですか。

川上委員

32ページの3行目。そういうことでちょっと整合性を図っていただいた方がいいかなと。

荻野部会長

ちょっとよろしいですか。我々の部会の中でも意見が1本であるということではないんです。それで、根本的に違うんだということから、ちょっと違うことから非常に幅が広いんです。その考えをどちらか一方にこっちがマジョリティーでこっちがマイノリティーだというふうな書き方はやりたくないなと思います。ただし、両方意見があるから両論併記もおもしろくないわけですね。河川管理者に対するメッセージ、報告書でありますので、河川行政にどういうふうに反映するかということの主たる目標に置いているわけなんです。

そういうことからしてこの1つの流れをつくって、その流れの中に異論といいますか別の意見もあると、違う意見もあるということは何らかの形で表現したいと思います。

初め、これを全部巻末にまとめてこういう意見があるというふうにやろうと思ってやり始めたんですが、巻末に置くともう読まなくなってしまって、これはマイナーな意見やなというふうなことでどうも扱いがまずいなと思って、その出てくるところに一番近いところに箱書きでこういう意見がありますということと、あるいはこういう情報もありますとか、こういうテクニカルタームがこういうふうに使われていて、本論の筋書きとこの箱書きの部分を仕訳けをして書いたつもりです。

今の環境フリーライダーのことも、それから村上委員に書いていただいた意見を無視するわけにいかない重要な意見でありますので、こういう考え方がありますということ河川管理者に対するメッセージと理解していただければどうかと思います。

ただ、そういう扱い方というか表現の仕方がわかりにくいということであればもう少し議論をさせていただきたいと思います。

村上興正委員

何か筋の違うものをどちらにとれという話ですか。要するに、全くここは論理が違うと思うんです。そのときにどちらの立場をとるのかというのは、昔は流域委員会はやはりちゃんと難問題でも何でもちゃんと意見を言うてきて、少数意見は少数意見で出すと。それで全体の委員会としてはこういう判断をしているということはわかるように、これだと全然わからない。だから、僕は余りこれは意味があるとは思えない。単なる羅列。

今本委員長

私は原案の書き方が非常にわかりやすく賛成です。この何か1つの流れだけでやっていけるような内容ではないと思います、利水の問題は、これがダムの問題だとか個々のそういう事業の問題になると別なんですけれども、利水のところはむしろいろんな考え方がありますよという中でこの委員会としての一つの方向性を進めていく、そういう意味で括弧に書かれて、しかも括弧のところ

も結構読みごたえがあるんです。よく工夫されたという気は私はしています。

金盛委員

今の問題ですけど、ある意味重要な問題だと思うんですね、この問題は。いろいろ提案されている中でも新しい提案でありますし、外国にはありますけど、これは議論されてきてない経緯があると思うんですね。この検討会というのはワーキンググループで、そこが一番問題だろうと思います。

したがって、ここに来たら議論し直すかどうかということも時間的な制約もあるかもしれませんが、この方式でいくのかどうかですね。例えばダムのような、あるいは治水のようなそういう議論が過去なかったのではないかと私は1回か何か欠席しておりますのでちょっとわからないんですが、そんなことが一つは問題だっただろうと思いますけどね。

千代延副部長

はい、わかりました。今いろいろな意見が出ましたけれども、この場で全部クリアにするというのはできかねますので、意見は全部挙げていただきまして、それについてまた別途検討させていただきます。それでは、第1章に移らせていただきます。章立てとしましたら、補遺まで含めまして11ページまでです。

はい、どうぞ。

今本委員長

今本です。ここの部分は、この「補遺」というのはどうも違和感を感じます。むしろ一番後ろに参考というような形で書いた方がいいのではないかな。これも一回並べかえてみてざあっと読んでみてどちらがいいのかがわかると思うんですけどね。こういう報告書の中で「補遺」というのも、ちょっと違和感を覚えるということです。

千代延副部長

ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、先ほど申しましたようにまた後へ返ることもできますので第2章に進ませていただきます。

はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。2つあります。1つは13ページの一番上のところで「その1は」というところで「財政問題である」ということがありますね。この水資源のことを考えるときに、水需要を考えるときに財政問題は皆財政問題なんですね。どんなことでも全部財政問題だと思うんです。この水需要を考えるときに、段落の最後に「国民経済の安定の観点から水需要の拡大を意図する事業は受け入れられない状況にある」とあるんですけども、水需要の確保というのは、狭義の意味においては本

来財政とは関係ないと思うんです。水需要にこたえることは、最大の、最重要の行政的な課題であると思っておりまして、拡大が本当に必要なら、これはその「拡大を意図する事業」をやらないといけないわけで、特に経済の安定の観点から言ったらまさにこれはやらないといけないと。ですから、ここの書き方はちょっと誤解を生じるのではないかと考えております。

もう1点ですが、次の14ページです。先ほどの環境コスト負担制度というところなんですが、その2、中段の方にあります。ここで、この負担するものについてのことではないんです。「今後の河川整備計画には新河川法に謳われているように」「制度改革が盛り込まれなければならない」とありますね。整備計画と制度との関係なんですが、整備計画の中に制度の改革まで織り込むということが適当なのかどうか。これは倒錯しているのではないかと思います。むしろ逆ではないかと。そういうことが気がついた点であります。

千代延副部長

はい、ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

河村さん、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。15ページの四角囲いの中の「河川生態学からの視点1」という部分でございます。私ども、こういう、特に前段に書かれているところですね、このような事実は把握しておりませんので、もしそういう事実があるのであればお教えいただきたいということと。

それから、洗堰の操作で「自然流況とは正反対の著しく異なった様相となる」ところまで操作をすることはしておりません。つまり、ここに書かれているように「晴天でも水位が上昇する」というようなことまで流量を極端にふやして下流の水位を上昇させるようなことは、洗堰の操作では行っておりません。

それから、上流に雨が降っても余り上昇しないと、これはまれにあるかもしれませんが、ここでフナやコイの産卵に支障が生じるようなところまでのことは、私どもはまだ確認しておりませんので、もしそういった事実があるのであればお教えいただきたいというところでございます。

千代延副部長

ありがとうございました。

村上興正委員

例えば事前放流なんかはどうなんですか。例えば事前放流とか、そういったときには当然起こりますね。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

洗堰では事前放流は今行っておりません。

村上興正委員

だから、水位のあるところに低下させるために。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

全開放流の場合まれにある可能性はありますけれども、それがこのような状況を損なっているというデータとかですね、まだ私どもは把握していないので、もしあれば教えていただきたいということです。どこの地点での、淀川の水位の上昇下降といているところも、場所によっては上がるところもあるでしょうが、その影響がここに記載されているようなコイやフナの産卵に支障を与えているというようなことになっているかどうかといったところまではちょっと把握できておりませんので、もしそういうデータがあればお教えいただきたいというところでございます。

綾委員

綾です。確かに、コイやフナの産卵が一定の水位低下のためにできなかつたと、これを証明するのというのはなかなか難しい話なんですよ。ここに書いてあるように「晴天でも水位が上昇する場合がある」という話は、これは逆に、淀川の例えば枚方付近とか大阪市内が晴天の場合であっても、洗堰の全開放流ということが起こったりして、今の場合たまたまそれは大堰の堰操作の水位の範囲内にあるから、淀川大堰自身では水位は上昇はしないですけれども、例えば楠葉とかそのあたりになると水位の上昇が起こるというようなことがありますよね。それがいいか悪いかというのは別の話になってきますけれども。晴天でも水位の上昇があるということは、淀川にとっては当然のことです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

例えばことしの全開操作でも、これは上流に雨が降ったから全開操作を実施したと。つまり、淀川において洗堰操作にかかわりなく下流で雨が降らなくて上流で雨が降れば自然流況の増加があり得るということでございまして、「自然流況と正反対の著しく異なった様相」というところまで洗堰の操作では行ってないということでございます。

千代延副部会長

それでは、今のはまた検討させていただきます。

吉田所長、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。もう1点、淀川大堰の話が23ページに載っているんですが、ここのところで、

ざっと読ませていただくと、淀川大堰によって貝類あるいはイタセンパラなどのタナゴ類の衰退ということが断定されているわけですけど、もちろん淀川大堰によって影響を受けたというのは、それはそうなんです、これだけでなったというふうに断定はちょっと厳しいのではないかなと思うんですが、その辺はまたご検討いただければと思いますけれども。

荻野部会長

はい。

村上興正委員

よろしいでしょうか。

千代延副部会長

はい、村上委員。

村上興正委員

僕が書いたんですが、要するに面積が減ったことは確かだから、その面積当たりの個体数というのは減ったということは間違いなだらうということなんです。それで、それが遠因とならずと魚類の衰退をもたらしてきたんだという、それは環境委員会の中でかなり議論して、そういう話も出ました。だから、その辺のデータは出ていると思いますが。衰退をもたらしたんだとは、どこまで断定するかはあれかしらんけども、明らかに貝類は絶滅した種類が4種類、それから個体数が物すごく減少したやつが3種類ですかね。そういう形で減っていますし、それが、ある浅場がなくなったことが関係しているのは確かなんです。そういったことは既に環境委員会の報告書の中に出ております。これは報告書の中からとったんです。

千代延副部会長

その委員会は淀川事務所がやられておるんですね。

村上興正委員

もうちょっと調べておきます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ある意味で流域委員会がこういうことを断定したということになりますので、やはりそれはまた誤解を生じる原因になってはどうかという、それだけでございます。

村上興正委員

言葉をちょっと考えます。ちょっときついから。

今本委員長

参考文献をしたらいい、どこかの引用だという形をしたら。

千代延副部長

寺田委員、どうぞ。

寺田委員

寺田です。きょうは、先ほどの第1章からずっと、この前のときに私の方からいろいろご意見を申し上げて、構成の仕方に少し意見を申し上げて、それをほとんど取り入れていただいてわかりやすくなったと僕は思っているんですけども。特に第1章の1.3で課題の整理と、これは6ページのところに出ていると思うんですけども、これは新しく稿を起こしてもらった部分で、これはいわば問題提起であり核心的な部分に関する部分だと思いますけれども、それを12ページのところで具体的に2.1から幾つか書いていますが、一番冒頭の2.1で理念の転換ということ、考え方はやはり委員会の考え方をきちっと示そうということで書いてもらっています。

これは大変ありがたいんですけども、6ページのところで、最近、利水の関係では少雨化傾向と異常渇水ということがやはり新たな水需要の1つの要因として言われていると思うんです。そのことを6ページにきちっと指摘をしていただいているわけですけども、この12ページのところの理念の転換というところにもできたらちょっと加えていただきたいと思います。

つまり、少雨化傾向と異常渇水というのは、実はかなり不確定要素なんです。こういう不確定な要素を、これが1つの水需要が膨らむんだと、必要量が多くなるんだというふうな意味で仮に考えるといたしましても、これはかなり不安定な不確定な要素であって、そういうことに対して、新しい水資源開発という手法によらずに、まさにこういうことに対してこそ、この水需要管理によって供給の余裕をつくっておくということが必要なんだというふうなことを、1行か2行でいいから、この理念転換のやはり1つの根拠になるのではないかと思うので、ほかの皆さんの意見で同じような意見があれば、ちょっとここへ挿入をしていただいたら6ページのところと整合性がとれるのではないかという気がします。

千代延副部長

ほかにいかがですか。

はい、吉田所長。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

恐れ入ります。これは私のある意味でおわびなんです、21ページで、四角書きで正常流量と確保流量の話が。

千代延副部長

3章ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

これは3章ですか。

千代延副部会長

今参りますからしばらくお待ちください。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

大変失礼しました。

千代延副部会長

いえいえ、すぐ行きます。ということで3章に移らせて。

今本委員長

ちょっと待ってください。先ほどから表現の修正でいける部分と議論すべきことがあると思うんですがね。特に金盛さんが指摘された2つのうちの前半の部分、財政問題からのところ。ここはやはり議論しておかないといけないと思うんですけれども。後回しでもいいです。

千代延副部会長

そうしたら、一通りやらせていただきます。しまいのときに、しまいところで今の金盛委員のおっしゃいました、ここでぜひ議論しておこうというものについてはまとめてさせていただきます。ということで第3章に移らせていただきます。

吉田所長、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

失礼しました。21ページの四角書きの「正常流量と確保流量」に関してなんですが、これは、この場ではなくて聞かれましたときに、私が確たる確証もなくこういうことではないですかということでお話したのがここに載っているんですが、今確認しましたらこれは正確ではないということです。定義の部分については、もしよろしければちょっと整理をしましてお出しさせていただきますと思います。

荻野部会長

わかりました。ぜひお願いします。これ、違うの。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

どうも違うみたいで済みません。間違えてました。

荻野部会長

逐条河川法なんかを見てもちゃんと書いてない、このところだけ。わかりました。それではまた教えてください。何ならこれはもう取ってしまいます、場合によっては。

千代延副部長

ほかにいかがですか。

はい、金盛委員。

金盛委員

20ページの囲みの中ですけど、大阪府の水道で「利水安全度78%をもとに割増計算を行って」というのは、これはどういうことですか。こういうことも含めて、大阪府の水道をここで取り上げる意味がどこにあるのかなと私は思っております。これは別途大阪府でも十分議論しておるはずですし、私がここにタッチしたから申すわけではないんですけど、ここでこの問題を、わざわざ言ったら変ですが、取り上げるあれがよくわからないんです。何を主張したいのかですね、このことによって。

荻野部長

以前も金盛委員からこの点を指摘されております。削除するよというご指摘をいただいたんですが、一番もとにあるのは水マネジメント懇談会で、水道利用者に対して自己責任で安定給水をする、そのために投資をすることというふうにごくしっかり書いてあるんです。そのことは、この利水部会で、この水マネジメント懇談会の分を取り寄せて、二、三時間かけて議論をしたことがあります。

そのときの結論が、この考え方はおかしいのと違うかと、先ほど寺田委員からご指摘がありましたように、どうも少雨化傾向や利水安全度の低下が新しいダムをつくれというように読めると。こういう方向ではないんだ、もっと水需要管理を徹底してむだな水を流さない、それから節水を徹底することによって水道事業者はみずからの責任で安定供給、そういう方向を図るべき時代なんですというふうに考えようではないかと、そのときの我々の結論です。そのあたりから水需要管理ということをはっきり意識しようではないかと議論されました。

4年ほど前です。それが部会のディスカッションのベースにありまして、先ほど谷崎所長の方からシミュレーションの話がありましたね、シミュレーションは政策誘導のために、政策決定の方法ですと。

ただ、湧水シミュレーションという形で表すと、利水安全度は低下している。利水安全度の低下というのは、ダムは計画したときの実力を発揮できずに78%しかないんです。だからどうするんですかといえば、3つ目のダム建設となるのです。整備局が各利水者に対して78%ですと言われたんです。

それで、それを受けた側がどう理解したかというと、1つは大阪府の例なんです。大阪府は今

180万 m^3 需要ですが、それを0.78で割ると231という数字が出ますと、供給可能な数量は230なんです、1だけ不足ですと、こうなっているわけです。1万 m^3 だけ不足です。だから、安威川にそれを乗せようと。割り増し計算で0.78で割りますと231という数字になって、この流れをずっとフォローしますと、ちょうどあなたたち利水者がみずからの責任で、大阪府の責任で安定供給やりなさい。投資をしなさい。投資をするように水マネジメント懇談会では全国にこうやって、全国でこういう方向が展開されているので、ちょっと待ってくれと、そういうやり方ではないやろうと、少なくとも大阪府についてですよ。そういう方向はちょっとと。

それは、今から20年前の計画当初は確かに右肩上がりで需要予測がされていて、安威川のダムや、それから紀ノ川河口堰、大規模な計画があったんですが、それが見直しされてきて、だけどなおかつ1万 m^3 だけ足らんと。これが78ではなくて80やったら要らんような、たった0.02で。そういう数字、クリティカルな数字がここに出ているわけです。

これはどういうシナリオ・筋書きでこういうことになったんだろうか。こういうことが全国で展開されていて、ある意味でダムの口実にされていくのです。だけどやりようはもっと別にあります。大阪市も大阪府の工業用水あるいは大阪市の上水道もまだ転用の余地があるわけです。

こういうことを考えてくださいというのが提案です。この河川管理者あるいは国交省の河川局のこういう筋書きに対して、ダムの拡大方向ではなくて水需要管理、すなわちダムよりこっちの方向の方が先と違いますかということです。大阪府さんに対しても同じように三重県の企業庁に対しても、もう一回考える余地があるのではないのでしょうかというのが水需要管理からの提案です。

ですから、大阪府という名前を挙げることにに対して、金盛委員のご意見はよく理解できるんですが、こういう仕組みになっているんだということは理解してほしいという気持ちで書かせてもらいました。

千代延副部長

はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。もう一回だけ発言させてください。余りこの問題だけこだわるつもりはありませんけど、この問題は、こういうことをこの流域委員会が発言することによってですね。これは大阪府で審議が終わったんです。大阪府では安威川のダムの問題は審議が終わっております。

荻野部長

僕もその委員だったんですよ、そのとき。

金盛委員

そうですか。それは失礼しました。終わっているんですね。ですから、この流域委員会がこのように報告書として、意見書として出すことによって非常に混乱をしようと思っんです。0.78が何ぼだったら正しいんだというようなことは、恐らく突き詰めたらそんなきちとしたところはないんだと。先ほどお示しになったようなところだろうと思いますけどね、それが。

荻野部会長

それは混乱される、これで。

金盛委員

何が問題なのか。0.78を採用したことが問題なのか。80だったらこうなっていると、それはこの場だから言えるんでしょうけど。場合によってはこんなものはどうとでもなるわけですね。

荻野部会長

そうなんでよ。どうとでもなる。

金盛委員

どうとでもなるわけで、0.78でいいんじゃないですか。

荻野部会長

何でいいんですか。ダムをつくらないといかんことになる。

金盛委員

いや、だから0.78を問題にされるんですか、ここにこれを入れるのは。

荻野部会長

いや、だからこういう。

金盛委員

だから、1回しかるべき場があってこの問題は終わっているんです。

荻野部会長

大阪府さんの方では一応終わった形になっていますが、我々水需要管理部会では、大阪府では河川管理者の0.78がこういうふうに使われています、という例なんです。そのバックグラウンドは、先ほどの湧水シミュレーション、利水安全度低下、がバックグラウンドになっていると。さらにそのバックグラウンドには、本省で開かれた水マネジメント懇談会が一つの柱になっていて、そこから次第に現場におりてきて、現場では具体的に生かされているんだと。具体的にこれが利用されてダムの開発につながっているんだということについて、水需要管理部会は、もう一回やり直してみたらどうですかということを行っているわけです。

金盛委員

ここでそれだけ問題にされるのであれば、0.78は、逆に言ったらこうあるべきではないかとか、割り増し計算はどんな割り増し計算をやっているんだとか。それから、大阪府水道の2行目に「利水者の自己責任において安定供給に投資する」、自己責任において水道管理者が考えるのは当たり前のことなんですよ。

荻野部会長

いやいや、ですから。

金盛委員

水道管理者が責任を持たないでこんな行政できないですね。

荻野部会長

違いますよ、それは。

金盛委員

そうですよ。

荻野部会長

違います。自己責任という言葉が初めて出てきたのが水マネジメント懇談会なんです。これまで、水資源開発は開発公団なり国なりが需要を積み上げて開発をやってきたわけです。ところが15年から、自己責任でやりなさいと、自分のみずからのダムをつくりなさいと、こうなってきたんです。考え方がそこで変わったわけです。

だから、そのところが大事なんですということをここに言いたかったわけです。それで、わざわざ水マネジメント懇談会も、箱に入れて現場まで浸透して、現場ではそれが利用されてきているのです。こんなんでよろしいのでしょうかと。

それで、大阪府がもっと問題があるのは、国のダムからは撤退します。要りませんと、私らそれはもうつき合いませんと。滋賀県知事が物すごく怒りましたよ、それは。それでも自分たちのダムはつくる。そんなことを水利権許可をする河川管理者が見て見ぬふりはできないだろうと思います。

これは、この方向性は水資源開発の方向に向かおうという1つの働きです。一方、基礎案で示された4つの項目、あれは水需要管理をやっていこうという働きです。両方一遍にはやりにくいので、どちらかに重点を置いて軸足を転換しながら方向性を少しずつ展開をしてほしいなということです。大阪府あるいは金盛委員には受け入れにくいような表現になっていますが、2つの流れ、岐路に立っているんだということの具体的な指摘がこういうところにある。わかりやすく言えばこういうことなんだということです。

金盛委員

わかりました。それでは希望だけ言います。まず、これは削除してもらいたいという提案です。それから、このままとしても、この括弧書きのところは誤解を生むことになりますね。これは何もこれで悪いことないと思いますよ。括弧書きがあって「とも符合し」ということで、これは批判になっているような文章になっていますよ。

千代延副部長

括弧書き、括弧で囲むということですか。

金盛委員

「『利水者の自己責任において安定供給に投資する』とも符合し」と。

荻野部長

これはここにも書いてあるんですよ。

金盛委員

これは悪いことのように。

荻野部長

水マネジメント懇談会の表現をここにも引用してます。要するに骨子の流れなんです。

金盛委員

この取り上げ方は、これを批判したことになっていませんか。批判したようなことになっていませんか。

荻野部長

批判、大阪府に対してですか。

金盛委員

いえいえ、この括弧のところを。

荻野部長

だれを批判すると。

金盛委員

いやいや、括弧のことを批判してませんか。

荻野部長

ちょっと意味がよくわからない。

金盛委員

利水者が自己責任において安定供給することを批判しているような文章にもとれるんです。

荻野部会長

いえいえ、これは水マネジメント懇談会が自分たちでダムをつくれということを。

金盛委員

ええ。だからそのことを批判しているように受け取れるんですよ、これでは。

千代延副部会長

符合しているというところの言い方のことですか。

金盛委員

ええ。

千代延副部会長

金盛委員のおっしゃっているのは、符合という書き方をすれば批判しているように受け取れるということをおっしゃっているわけでしょう。そのことはわかりました。

荻野部会長

1つの文章の流れは自己責任です、「自己責任において安定供給に投資する」です。次にシミュレーションによって、利水安全度の低下から水源確保の流れができています。それは国の立場から見たら、水道事業者がみずからの自己責任でやられることですから河川管理とはちょっと距離があり、違いますというふうなスタンスにも聞こえるし、それでは河川管理者はこういう自己責任でダムを都道府県がつくられることに対してどう思いますかと、水利権許可をするときにこういうことをどういうふうに判断されるのかなと、これに水利権の許可をするんですかねと。こっちで丹生ダムも、川上ダムからもおりますというふうに撤退して、ダムが、はっきり言えばできなくなると言ったのも含めてですよ、大変な混乱をされたわけですよ。大混乱されたわけですよ。

だけど、大混乱を、河川管理者はあえてこういう委員会を通じて仕切ってもらって、一つの方向を出されてきているわけですよ。基礎案の中にも、水利権の転用もやりますという一つの方向性を出してもらって、水需要管理の方向も非常に明確にされてきているわけですよ。そのような中で、こういう文言で整理をさせてもらって、利水者、河川管理者もよく考えてくださいと。整理をする中で次第に方向性がはっきりと見えてくると、意識がはっきりとできてくるでしょうと言う意図です。

そのことが委員会としての期待感であって、すぐそうしなさいというわけではありません。やっといううちに矛盾が出てきて方向性の転換のときが必ず、出てくる、混乱も起こるかもしれません。そういうことを我々が提案の形で、この時代ですから、河川法10年、それから水資源開発促進法50年のこの時代背景をどういうふうにこの政策の中に、政策転換、治水のこの利水の転換の中にどういうふうに具体化していくか、大阪府にも河川管理者として方向性を示してほしいということですよ。

あんまり深い意味はありません。

千代延副部長

どうぞ。

今本委員長

私がこの話を聞いたときに、何と微妙な計算だなと思ったんですよ。というのは、普通78%と言った場合に、78.0%じゃないんですよ。有効数字の2けたなんです。それによって出した数字がもし1万m³、逆の結果だったということだったら、これは強烈な批判ですよ。

ところが、たまたま1万m³不足だということからやったということで、こんな微妙な数字をやっているんですよという意味では、私これは残した方がいいのではないかと思います。批判していることにはなっていないと思うんです。

金盛委員

これは私もそのとおりなんです、思っているんです。

だけど、これをここで出すことが行政的に非常に混乱するんです。そのことを申し上げたい。

荻野部長

混乱してくれということですよ。混乱しないと転換はありませんね。

金盛委員

これは大阪府でも審議会があって、先生も先ほどおっしゃった。

荻野部長

僕、委員だったんです。

金盛委員

ええ。それでスタートしているんですね。よっしゃ、これで行こうかとなっているんです。

荻野部長

あれはあそこで最終決定にならずに知事部局が決めたんです。で、知事部局と河川部局ではね。

金盛委員

ああ、そうですか。だから、そこではそういういろんなことを踏まえて、歴史的なあれもあり、それから金の方も話もあったんです。

ですから、ここで詳しくは申せませんが、結局裁断なんですよ、これ。もう行政的に結論を出したんです。それをここで0.78だとか80だとか言って、どれほどの意義があるのかと、ここで取り上げる意味は何ですかと。もうスタートしているんですよ。混乱するだけです、これ。

だから、それならそれで0.78にかわる数字を出すべきです。あるいは割り増し計算がいかにかだめ

なのかというようなことをね。

荻野部会長

ここで言っているのは、安威川ダムやめなさいとかそういうことを言っているわけではないんですよ。

金盛委員

だったら混乱するだけですから、削除をお願いしたいということなんです。

荻野部会長

いやいや。だけど、この水需要管理の中でこういう動きがあって、こういうシナリオに対して、こういう具体的な例があるんですと。これはよく考えていきましょうという提案なんです。だから、ダムをやめろとか言うものではありません。

金盛委員

考える段階は終わっているんです。

荻野部会長

いやいや、そんなことはないですよ。

金盛委員

いやいや、安威川は終わっている。

荻野部会長

公共工事を途中で見直すこともあります。今滋賀県のあれもありますけれど、もう終わっているから全部行けというわけには行かない時代です。

金盛委員

いやいや。この安威川もちゃんと審議会をやって、先生、入っておられたんだったらよく御存じでしょう。

荻野部会長

知事部局でやるというふうに決めたんです。それだけのことなんです。

金盛委員

だから、それはそうなんです。この委員会で提案しても河川管理者は別のことをお決めになるとだつてあるんです。

荻野部会長

それはそうですよ。

金盛委員

だから、それでいいですよ。

荻野部会長

我々はコミッションではなくてコミティーなんですから、これは中村先生が書いていただいているとおりなんです。

金盛委員

わざわざここで意見書として出して混乱をさせることはないと言っているんです。

荻野部会長

いやいや。やっぱりこう書いてあるけども自分たちがおかしいと思いながらダムをつくったらいんです、決めた以上は。

それは後世、社会の批判を受ける、あんたたちは、あのときわかってたやないかと。だけど、あのときは決めた以上はやらないかんというので突っ走ったと、出来て見るとこの水はだれも使わないと、その関連施設も全然つくらないと、何やこのダムはということ、もう今でも我々が見ていると安威川ダムというのはかわいそうやなという感じがあるんですよ。

それでも突っ走ってやるのは、それは行政の責任ですから行政がやられて、我々はそれをやめろというわけにはいかん。ただ意見は述べる必要がある。

金盛委員

そういうこともいろいろ考えて、頭の中には入ってますよ。それで行政的な結論を出したんですから。

荻野部会長

ちょっとその辺は僕はようわからんけど、これは筋書き、シナリオです。

千代延副部会長

一言言わせてほしいんです。大阪府がやったことが正しいとか間違っているとかそういうことではなくて、河川管理者は利水安全度ということがどうも表現として適切でなかったということですが、表現の問題はそうでしょうけれども、こういう利水安全度にしろ実力低下にしろ、こういうことを出されて、自己責任でやってくださいよということになりますと現実の社会すなわち淀川流域では大阪府が1つなんです。

ですから、河川管理者がそういうことをなされると、こういう結果に結びつきます。現にそういう事例がありますということで、私はやっぱり出した方がいいと思います。

寺田委員

ちょっといいですか、今の点。

千代延副部長

はい。

寺田委員

寺田です。金盛さんがおっしゃろうとしていることも私は一定理解できるんですけども。つまり、ここで、この意見書で問題提起をしたいのは、この新たな水資源の開発の理由として、この利水安全度というものが持ち出されるということが1つありますね。この最近の動きとしてね。

それからもう1つは、この水マネジメント懇談会が出した考え方、これは従来、ちょっと言い方は悪いですが、これまでは国に頼っていたらよかったものが、これからは自治体の自己責任において供給がちゃんとできるように考えろというふうな形で、今までぶら下がってたのが今度は突き放されたということが新しい水資源開発の一つのきっかけになっているというこの背景事情を問題提起されたかったのではないかと僕は思うんですよ。それで、その一つの例として大阪府を取り上げてみれば、こういう2つの背景事情が伺われるということで引用をここでされているのかなという感じがするんですけども。

他方で今、金盛さんがおっしゃっているように、あえてなぜ大阪府の例だけをここで何か非常に悪い例のようなことで書かれるのはちょっとどうかということをおっしゃっていると思うので、これは5行でここは書いてあるんですけども、ちょっと書くにしても今のような問題提起をしたいことをきちっと僕は書く方がいいと思うんですよ。

だから、非常に複雑な問題を生み出しているということ、つまり、1つは利水安全度という問題が軽々に使われることがあってはならないということ。それからもう1つは、こういうマネジメント懇談会の意見というのは、実は大変な波紋を投げかけているというふうなことを指摘をしたらいいのではないかなと思います。大阪府の例を何が何でもここで挙げないといかんということは私もないのかなというふうに思います。別に金盛さんの意見に助け船を出すという意味ではなくて、むしろここで言いたいことは、もうちょっとそういうふうな書き方をして明確に問題提起した方が私はいいのではないかなという気がするんで、ほかの委員さんの意見も聞いていただきたいと思います。

千代延副部長

ほかの委員の皆さん、いかがですか。

荻野部長

ここで決着させることないですよ、23日にありますから。

千代延副部長

23日にもう一度ありますから、そこでもうここは済みましたということにはしませんので、前へ進めさせていただいてよろしいでしょうか。

荻野部長

大分煮詰まってきたてよくわかりました。

綾委員

済みません。

千代延副部長

はい。

綾委員

綾です。同じところなんですけど、上の利水安全度の低下という話がありますよね。趣旨は利水安全度が低下しているということの例ですよね。そこで事例で最後に挙がっている5例、5水系挙がっているのは実は上昇しているですよね。そういうことですよね。

淀川水系が何でここに出てくるのかと。読む人は、先ほどの下の利水安全度が78%という話が出てきて、何のことかわからないようになると思うんですけどね。

荻野部長

済みません。これは河川管理者も非常にお困りのところですよ。

13分の1という数字が国で出て、全国主要30何河川が一挙に利水安全度の一覧という形で数量評価されたんです。そのうち5水系だけがまあまあ何とかクリアできると。残りは2分の1とか3分の1とか5分の1とか物すごく小さいと。だから、自己責任でという話につながっていったわけです。そこにクエスチョンマークを持たないといかんのですよということで、1つの流れはそういうことなんです。

そのときに、もう1つ淀川はクッションがあるんです。これを見ると淀川は、計画時の利水安全度より上がっているやないかということになって、全国的には淀川さんよかったね、あんたところは随分立派にできていると、やっぱり琵琶湖があるとでっかいなと、全国的に見たらこういう評価なんです。

だけど、淀川では78%なんですということになって、そのところはきょう説明してもらったとおりなんです。とり方を長くとるとこうだし、ここにとるとこうなんですということで、とり方によっていろいろ数字が変わりますと。これを10年にするとまた変わると。20年だと78だけど、仮に10年とったら95ぐらいまでぼんと上がるんです、ここ10年は。平成6年が入っていませんから。そ

ういうふうにしていくと、とり方によっていろいろ違うんだということと、それから全国から淀川がどういふふうに見られているかということを実は本気で書きたいんですが、なかなかそんなふうなスペースはない、ここはそんなことで議論しているわけではありませんから。

ただ、こういうふうにならなくなってこういうふう現場にもつながっているんですよ。淀川の場合は、こういう琵琶湖入りの全国規模で議論されるものと淀川の各論のことと、それからシミュレーションのとり方によっていろいろありますというようなことが全部ここに入ってしまったので、僕確かに誤解を招いてしまうのできっちり全部書くとすると2ページか3ページになってしまうんです。

そうすると、また方向があらぬ方向に行くのでその辺は避けたいなと思いつつ、全部これを取ってしまうと何かおもしろくないなと。やっぱりインパクトのあるものを書いて、みんな目を覚ましてもらいたいという気持ちがあってこんなふうになったと。この辺も書き方を変えさせてもらいたいと思います。

高田委員

よろしいですか。

千代延副部長

はい。

高田委員

我々、力学的な方は安全率なんていうんですが、そういう場合の安全度というのはどのレベルを指しているか。先ほどの議論にあったシミュレーションの場合は全くふだんの状態と変わらない、要るだけ水を取るというシミュレーションでした。実際には、平成6年の大渇水の時、その後の例えばプールの水は入れないとかそういう節水の呼びかけとかそういうのをいっぱいたくさんやっているわけですね。ですから、ここで言う利水安全度というのに渇水あるいは末端での水の利用のレベルというのを考えないとだめだと思います。

今、言いましたように、レベル1、2、3、幾つかあると思うんですね。危機管理ということはそういうことでやらないといかん。だから、今までは大口の工場とかプールの自粛、それとか節水の呼びかけとかそういうことで一応断水とか、そういうことで一応切り抜けてきているんですね。

ですから、これで見ると安全度が低下するというのは、何か断水が起きるのかという恐怖心を抱かせるんですけど、どのレベルかというのを取水側のレベルでもあるし、末端の利水側のレベルでも並行に書いてもらわないと、10年に1回この程度のことは起こりますよという話がないと、非常に内容を感わせることになると思います。この18ページ、19ページ、20ページあたりに、そういう

ことをちらっと書いておく必要があるのではないかなと思います。

千代延副部長

はい、ありがとうございました。

ちょっと申しわけないんですが、大分時間が押してまいりましたので次に進ませていただきます。

第4章、ご意見がありましたらお願いします。

寺田委員

はい。

千代延副部長

はい、寺田委員、どうぞ。

寺田委員

寺田です。第4章か、もしくはまとめのところにちょっと挿入の方がいいのではないかという部分なんですけれども。

今回のこの意見書の中身を河川管理者の立場に立って今受けとめられれば、多分私が推測するに、察するにですけれども、いろいろそう言われても何ができるのかなというふうな感じの受けとめ方になることは間違いないと思います。もちろん、委員会の方はそういうことは十分承知の上で、今回この意見の取りまとめをしているんですよね。

だから、現在の権限の枠内で本当にできることは少ないと思います。だから、最後にそういうことをちょっと、つまり与えられた権限の枠組みの中でできることは本当に少ないかもしれないけれども、しかしながら権限の枠をちょっとでも越えるか、もしくはその範囲内であっても取り組めることがあるはずだと。だから、まずは勇気を持ってほかへの働きかけ、それから取り組み、そういうことでやってほしいというようなことをちょっと盛り込んでもらった方がいいのではないかと。これは湯水対策会議なんかの運用とかそういうことにはかなり影響してくると思うんですよね、そういうスタンスというのが。だから、これをちょっと第4章の何か最初の総論的な部分、ほんの数行で僕はいいと思うんですけれども加えるとよいと思います。

この前も議論を後からしていたように、将来的には水管理庁とか水資源庁とかそういうものを本当はつくる必要があると思いますけれども、そういう立法論をこの中で言うわけにいきませんから、よく委員会としても自覚はしているんですよということをちらっとでもいいから書いておいてもらいたいなと思います。

千代延副部長

はい、わかりました。ありがとうございました。

実はどこに入れるかですけど、今の言葉は必ず要るということで、部会長とは「おわりに」というところがありますので、今寺田委員のおっしゃったようなことを五、六行にまとめて入れようかと一応相談しています。「おわりに」のところで今のところ考えております。そこが一番いいかどうか分かりませんが。

村上興正委員

済みません。

千代延副部会長

はい、村上委員。

村上興正委員

村上です。3章と4章の関係がよくわからなくて、3章は水需要管理の具体的施策の検討で、ここで今まで言ってきたことでこういうことがあるよという話をしているわけですね。4章は何か思いつきの、極端に言ったら前の文章を関係なしにこんなこともやってまっせというのを管理に向けてというのに入れるのは僕はおかしいと思いますよ。こんなものがどだい通用するかどうかわからないしね。それで、それが今後の利水管理の方向性となったら3章が飛んでしまうと思うんですよ。

だから3章と4章、もう少しこの4章というのが独立して、「新たな淀川利水管理にむけて」という言葉はきつ過ぎるんです。

荻野部会長

表題を変えたらいいですね。

村上興正委員

はい。だから、これは補足みたいなものです。

だから、ここはこういう方向性でやりなさいということを実際に言われているんですか。この3章との関係はどうなんですか。確かに湧水対策とかいろんなこと、よくわからないんですけども、社会実験は何らかの方で方向が決まったら試行錯誤的にやることは、これはいっぱいやられていますから構わないと思うんですけども。そしたら社会実験をどの部分で何を社会実験するのかというのが問題なんですね。社会実験の方向だけですから。

だから、要するに水管理に向けてどういうことを社会実験しようとしているのか。3章に書いてあることを、例えばこれについては社会実験せよとか言ったら、それはちゃんと提案になるんですけどね。3章のところをもうちょっと4章的な考えをもとに書きかえた方がね。

荻野部会長

わかりました。この4章は10月10日にたたき台を出したときに、そういう制度的な問題とか技術的な個別の課題とかを越えて組織対応とか、名前で言えばベンチマーキングだとかISO14000とか、それからポランタリーコンプライアンス、そういうものを提案していただいて皆さん、おもしろそうやな、おもしろいなという話を聞いたわけです。

中村先生と岡田先生からこのことについて長文のご意見をいただいて、これで24日の検討ワーキングのところでディスカッションして、そのときに4章を設けたらどうやと。3章の方は今まで議論した個別のテーマについてやってきたんだけど、4章はちょっと異質なものですから3章と並ばないなということで、4章を加えたんです。

それで、その4章の表題をどうするかということで、とりあえず「新たな淀川利水管理にむけて」というような表題にいたしましたけれども、ちょっとこれは中身を伝えてない表題ですので表題は直さないといかんと思います。

ただ中身は、こういう試行実験、水需要管理の中でも試行実験だとか、こういうベンチマーキングとかでいろいろ新しい手法があるので、この水需要管理と節水、水需要抑制という分野においても、こういう方向を模索していくべきではないかというふうなことで、4.2と4.3はそういう方向です。

4.1は湧水対策会議について上では何も述べていませんので、湧水対策も書かないといかんやないかということになって、それでは前に入れるよりもこの組織の問題に近いのでこの中に入れようということで、この3つの構成でつくったものです。これは組織論といいますか、実践論といいますか、社会的合意に近いようなスタンスといいますか、感じで作った項、章です。

村上興正委員

村上です。例えば、箱書きしてもいい内容が大分あるんですね。ほかのやつと一緒に箱書きにしておいて、こういうことを参考にしてくださいと。3章の中に散りばめて箱書きにしてという形の方が説得力があると思うんですけどね。

今本委員長

いやいや。

村上興正委員

違うんですか。

今本委員長

僕は今の反対ですね。第3章は問題点の指摘なんですよ。第4章は提案なんですよ。

荻野部会長

第3章はあるものに対して問題点を指摘して、こういう考え方があるからこういうふうやって見たらどうだということなんですが、第4章の方はまだ何も無いこれからの世界なんですね。この渇水対策会議を除いて。

例えば市町村長、あるいは知事さんにこういうことを具体化するような方向性を河川管理者が模索をしてみてもどうか、それから4.3の試行モデルとか社会実験とかいうことを小出しに少しずつやっていくと、それが次第にいい方向というか水需要の抑制の方向に社会的に一つずつ積み上げていって、初めの方は利水管理、水需要管理、トップダウンでああしろこうしろ、あるいは制度的にこういう制度を使ったらこうなりますというようなことをしゃちこ張った書き方ですが、市民のレベルで具体的に需要関係というのはどういうことやということをわかってもらうためには、試行実験なり社会実験なり具体的にこんなこと、このベンチマークを通じてこうこうというようなものを考えてみたらいいのではないかとするのは岡田さんの提案で、おもしろいなと思って皆さん聞かれたと思うんですが、1つ項を設けようかということになったわけです。

これははっきり言いまして、初めもらった原稿はこれの倍ほどあるんです。わかりやすいところを半分ぐらいにってしまったために、皆さんを説得する力、文章力がなかったことも事実です。中村先生と岡田先生にも、ここのところをもうちょっと膨らまそうと、先ほどこの会議が始まる前にそういうディスカッションをしたばかりのところ、おっしゃるご指摘のとおりです。

ただ、方向性が違うし、3章にはなじまないし、1つの章を設けたいなという気持ちはあります。

千代延副部会長

中村委員、これに関連しましてございませんか。

中村委員

第4章が結論部であるとすれば、もうちょっと整理した方がいいのだらうなというところがありますよね。

私も岡田先生も材料提供ということで、最終的にこういう形で整理していただいてきょう初めて見させていただいたので、幾つかちょっと論理的に整合性が必要なところだとか流れだとか、それから河川管理者がきっちりと受けとめられるものと、今後20年、30年かけて制度的な改革というんですかね、というようなこともこういうものを参考にして考えられるという期待もあろうかと思えますし、そういう社会的な機運を情報提供して高めていくというのも委員会の責任だとすれば、そういう趣旨でこういうことを書いているということがわかるようにした方が4章はいいのではないかなと。

ですから、もうちょっと、きょうのいろんなご意見を伺って、議論を肯定したような記述に整合性を持たせるというようなことは協議していただきたいと思いました。

千代延副部会長

はい、ありがとうございました。予定の時間が参りまして、一応このあたりできょうの議論は打ち切らせていただきたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

それで、先ほどの金盛委員から問題提起のありました財政の問題ですね。5つの要素の中の財政の問題をどうするかとか、それから大阪府のさっきの扱いですね。これについては23日にもう一度、それまでにいろいろ検討しまして、23日にはまたご意見をお伺いする機会をつくらせていただきますので、きょうのところはそこまで議論することはできませんでしたがけれども、ご勘弁いただけますでしょうか。金盛委員、それでよろしゅうございますか。

金盛委員

はい、結構です。

三田村委員

一言よろしいですか。

千代延副部会長

はい。

三田村委員

私、構成員ではありませんので、余り申し上げる機会がないんです。そこで構成員の方に、特に村上委員にお願いしたいんですが、ざっと読ませていただきますと環境の視点が広いのと狭い視点がごっちゃになっていますので、そこをぜひ整理していただいて整合性のあるようにしていただければいいと思います。その場合に、人間環境なのか自然環境なのかということもどちらか。余り決めつける必要はないんですけどね。どちらかの視点に立っているかというのも大事なことだろうと思いますので、その議論をお願いしたいと思います。

千代延副部会長

河川管理者の方もよろしいですね。それでは、一応議論はこれで打ち切らせていただきます。

4．今後の進め方

千代延副部会長

それで、次のまず進め方なんですが、11月23日に部会を予定しております。それまでに一応提案させていただきたいのは、11月12日は日曜日だと思うんですが、それまでにきょうの議論も含めまして、このたたき台に対しましてのご意見を出していただきたいと思います。その上で、そのご意

見をまた整理して23日に準備をしなければならないんです。

またワーキンググループでやるのか、部会長と私で一応整理だけ、23日にきちっと議論をしていただけるように整理がつくものであれば、それをやらせていただこうと思うんですが、12日にどれだけの意見が出てくるかということで、そのあたりは検討させていただこうと思います。いかがでしょうか。

そしたら一応、予想がつかいませんけれども、もう一度申しませんが、11月12日までにご意見をとりあえず寄せていただきたいと思います。それで場合によっては、またこの前と同じようにワーキングの作業を進めたいと思いますが、そのときにはご協力をいただくことになるかもしれません。それは追って連絡を差し上げますので、その節はよろしく願いいたします。

荻野部会長

日を決めておいて、要らんかったらやめるという方がやりやすい。

千代延副部会長

やりますか。

今本委員長

無理でしょう。もうこれだけ日にちいっぱいなんですよ。

千代延副部会長

途中、ダムの見学説明等々かなり日程が詰まっておるんです。ですから、たくさんの皆さんに寄り集まって知恵を出していただくという方が我々ありがたいんですが、一方で日程が詰まっておるという事実があります。その関係で、ちょっと今決めるというのは。

ですから、やっぱり様子見というのはおかしいですが、12日を待ってその後のことをご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5．一般傍聴者からの意見聴取

荻野部会長

それでは項目の5なんですが、一般傍聴者の方からの意見をお伺いするというので、皆さん多分ご意見あるだろうと思いますので手短に、3分ぐらいでお願いします。

それでは、順番によろしくお願いします。

傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」の浅野です。

（利水・水需要管理部会報告書（案）の中で、）三重県伊賀用水の新規利水についての内容もおむね現実をしっかりと把握されており、将来的に伊賀用水の現計画では破綻し、スクラップ化の

危険をはらんでいることを指摘されています。そのとおりだと思いますが、既に三重県はほとんどのパイプラインの建設を終え、平成21年に供給開始の約束を果たすために、浄水場の発注もしたと聞いております。それで、本部会としても大変多忙でありましょうけど、第5回利水・水需要管理部会検討会で今本委員長が述べられたように、三重県・伊賀市に対し、早急に用水事業についてぜひ綿密にヒアリングしていただき、この内容を伝えるとともに、現時点での施設をスクラップにしても将来惹起するさまざまな損失の合計の方が多大になってしまうことを、できれば数字的にも説明してあげていただきたいと思いますのですが、この点は難しいでしょうか。

もう1点ですが、27ページで下から10行目ですかね、「これまでの自己水源による小規模分散型の水源確保が技術的にも経済的にも優れている」と。ここに「湧水対策としても優れている」という文を入れていただけませんかでしょうか。

荻野部会長

それでは、次の方。

傍聴者（新保）

「大阪自然環境保全協会」の新保と申します。

三重県と伊賀市には伊賀水道用水事業について流域委員会からヒアリングをお願いすることがあるかもしれないと委員長がおっしゃっておられたことについて、私はぜひお願いしたいと思っております。

本文でも27ページ、28ページに水需要管理のソフトソリューションの例題として川上ダム及び伊賀用水が挙がっておりますが、ここでしっかり木津川上流事務所及び水資源機構さんの方もお考えいただきたいと思いますが、幾ら地元の住民団体の人がお話に行ってもなかなか取り合ってもらえないということをお聞きします。ぜひとも流域委員会の方からもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

荻野部会長

それでは、どうぞ。

傍聴者（酒井）

続いて、簡単に、時間がないということなので発言します。

1つは昨日来の住民参加部会の議論を受けて、その中の後半で流域委員会の存続の問題があります。その辺の話が今日の時点で何も情報がないのか。国交省大臣の発言並びに近畿地整局長の就任会見、それから昨日来の調査官の発言の中にも、何も出てこないというのは不思議でなりません。

それぞれマスコミは報道しています。それが1つ。

もう1つは今の議論、本日、直前にいただいた資料で今までの経過もありますが、住民参加の議論の中で、これがこれからの河川整備方針および計画原案を決めるのに一番大事な部分だと思いますが、きょう伺ってみると河川管理者も流域委員会もその辺の視点ですね。例えば、各地方自治体なり市町に対しての説明ないし各地方議会並びに住民組織というのがあるわけで、その辺の説明についての河川管理者は意見聴取をしてきたと思いますが、またそれぞれの河川の住民に説明をしてきたということですが、実際私も京都府市議会の方にいろいろ問い合わせたり、関係部局に行ってお話を聞いてきてますが、実際に議会なり各市町のところには全然その辺のところは十分説明がない。住民も物言わぬ住民ということで住民対話も十分にしていない、それをどうするかということを経験せず、納得のいく資料を出してください。それぞれ河川管理者が、聴取された部分についてはわかるように、議会に説明して下さい。そういう学習会も議員さんを集めてやったらいいじゃないですか。わからないんですよ、住民はどの方向に向くのか。その辺のところの方策を考えて下さい。

安威川ダムの問題も金盛委員は指摘になりましたが、実際に関係住民が最終的には負担を強いられ、犠牲になるわけですよ。安威川ダムの問題でも現れています。その辺の住民に対する説明が不十分であって、関係自治体、住民に対して、それをわかりやすい文章で具体的に出してください。それでないと住民は参加できないと思います。国交省、近畿地方整備局がそういう説明責任を放棄しているんじゃないかと思います。住民参加についてももう少し真剣に議論を深めていただきたい、そう思います。

以上です。

荻野部会長

もうお3人でよろしいですか。それでは今、いただきましたご意見、重々心に入れて考えていきたいと思えます。

ただ、三重県のケースは、ここでソフトソリューションのサンプルという形で問題の指摘をさせていただきます。この部会では課題の指摘ということで、実際の議論、討論はダムWGの方で中身をやっていただくということに仕分けをしております。なぜかといいますと、そちらをやりますと、この水需要管理が、この部会がダムのことにいってしまうというのが非常に危険な感じだということでもありますので、ダムで集中審議をしていただくような方向を今この委員会はとっていますので、そちらの方で、メンバー的にはそんなに変わらないわけですから、十分対応できるのではないかなというふうに思っています。

6．その他

荻野部会長

時間が過ぎてもう8時近くになりました。長時間にわたりまして熱心なご討議をいただきましてありがとうございます。きょういただいたご意見を12日の日曜日までにお寄せいただいで、千代延副部会長とディスカッションしてなるべく次の週ぐらいにもう一度たたき台を直したいと思います。

ただ、4点、先ほどコスト負担の問題と財政の箇所と大阪府の水道と、それから第4章、積み残しになっています。これは11月23日の公開の部会です、検討会ではなくて。もっと大きなところでやることになりますので、議論を深めたいと思います。

そこでもしもどうにもまとまらなかつたら、12月7日の委員会に部会報告ということはちょっと難しいかなと。個人的には12月7日の委員会に部会報告という格好で出させてもらうと、格好よくていいかなという気がしております。これはほかの部会も皆さん同じだと思うんですが、そんなことで作業の方向をやらせていただきたいと思います。

ということで、きょうはこの辺で終了したいと思います。庶務の方に。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして第6回利水・水需要管理部会検討会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

〔午後 7時46分 閉会〕